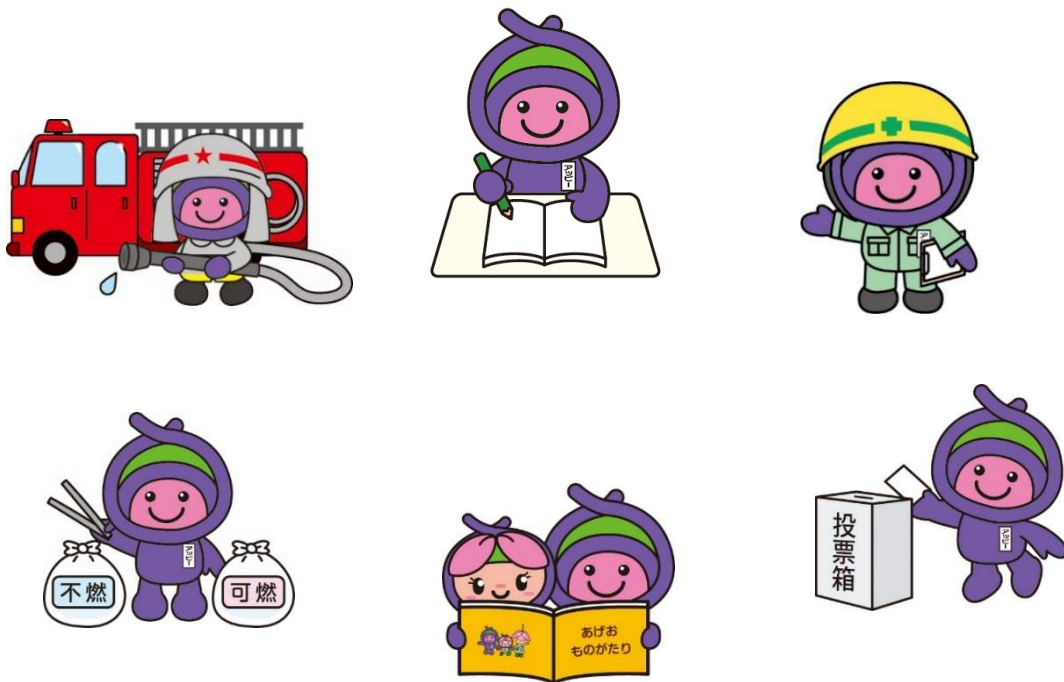


はじめに

市民の皆さまに納めていただいた税金は、福祉、ごみ処理、教育、道路、公園、消防・救急など、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスに使用されています。また、「みんなでつくる みんなが輝くまち あげお」の実現に向けて、持続可能な行財政運営の考え方にに基づき、子育て・教育環境の充実、健康の保持・増進、防災力の強化、魅力あるまちづくり、公共施設マネジメントなどの施策を推進するための貴重な財源となります。

このような行政サービスや施策の財源である税金のうち、その大きな割合を占める住民税(個人住民税)について、本誌『住民税のしおり』では、よくある質問を基にその仕組みなどをわかりやすくまとめました。

市民の皆さまに住民税について、より理解を深めていただければ幸いです。



住民税の概要

住民税について、その概要をまとめたものです。「住民税のしおり」を読み進めていく際の手引きとしてご活用ください。

住民税とは？

住民税とは、その年の1月1日時点で自分が住んでいる市区町村と都道府県に納める税金であり、市区町村民税・都道府県民税を合わせて「住民税」と呼びます。

住民税には、個人が納める「個人住民税」と、会社等の法人が納める「法人住民税」がありますが、本誌では、「個人住民税」について説明をします。

→上尾市の財政 1 ページ

→住民税のしくみ 4 ページ

納める方は？

住民税は、前年の1年間(1月1日から12月31日まで)に、給与や年金などの所得がある個人に対して課税されます。

→住民税を納める方 5 ページ

→住民税が課税されない方 5 ページ

計算方法は？

➤ 住民税の構成

住民税は、「均等割」と「所得割」で構成されます。 住民税＝均等割＋所得割

住 民 税	均 等 割	前年に一定の所得があると定額で課税されます。
	所 得 割	前年の所得金額に応じて課税されます。

➤ 均等割の計算式

年額 4,000 円 + 1,000 円※

【※】令和6年度から森林環境税(国税)として年額 1,000 円が均等割と併せて課税されます。

➤ 所得割の計算式

$(\text{所得金額} - \text{所得控除額}) \times 10\% (\text{市民税 } 6\% \cdot \text{県民税 } 4\%) - \text{税額控除額}$

→住民税の算出方法 8 ページ

→住民税の計算例 30 ページ

● 所得金額とは

所得金額とは、収入金額から必要経費を差し引いた後の金額です。

所得の種類には、給与所得、公的年金等に係る雑所得、事業所得、不動産所得などがあります。

→所得の種類 10 ページ

- **所得控除とは**

所得控除とは、所得金額から差し引く控除です。

医療費控除や生命保険料控除などの物的控除と、配偶者や扶養親族、障害の有無などの個人的な事情を考慮した人的控除があります。

→所得控除の種類 15 ページ

- **税額控除とは**

税額控除とは、算出された税額(所得割額)から直接差し引く控除です。

調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除などがあります。

→税額控除の種類 24 ページ

納付方法は？

住民税の納付方法には、普通徴収(納付書、口座振替による納付)と給与からの特別徴収(給与天引き)、公的年金からの特別徴収(年金天引き)の 3 種類があります。

- **普通徴収(納付書、口座振替による納付)**

事業所得・不動産所得などがある方の住民税は、納付書や口座振替により、6月・8月・10月・翌年1月の納期に分けて納付していただきます。

→普通徴収 33 ページ

- **給与からの特別徴収**

給与所得がある方の住民税は、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給与から天引きされます。

→給与からの特別徴収 33 ページ

- **公的年金からの特別徴収**

65歳以上で公的年金等に係る雑所得がある方の住民税は、4月・6月・8月・10月・12月・翌年2月の6回に分けて公的年金の受給の際に天引きされます。

→公的年金からの特別徴収 35 ページ

申告方法は？

住民税申告により、前年の1年間(1月1日から12月31日まで)の収入などを申告していただきます。ただし、次の方は申告の必要はありません。

- ・所得税の確定申告をする方
- ・前年の所得が給与所得のみで給与の支払者から給与支払報告書が提出された方
(提出の有無は、給与の支払者に確認してください)
- ・前年の所得が公的年金等に係る雑所得のみで追加する控除がない方 など

→住民税申告 38 ページ

目次

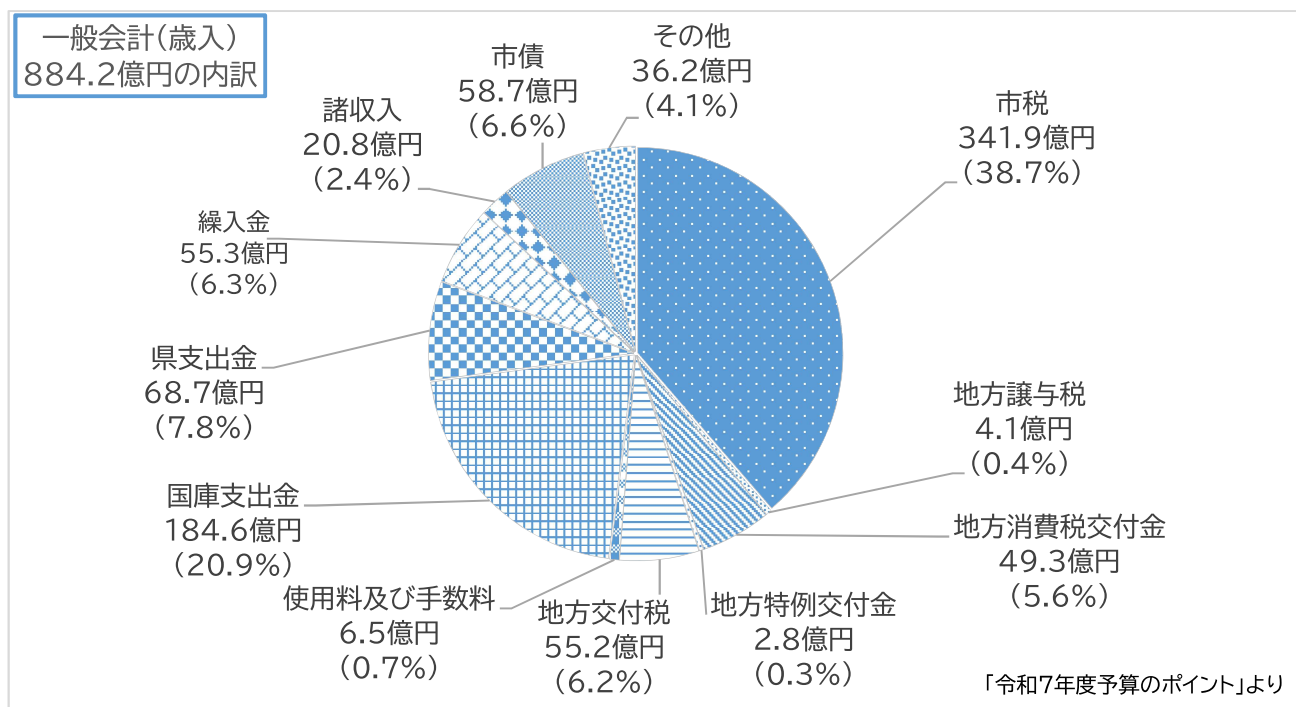
1 上尾市の財政.....	1
(1) 歳入.....	1
(2) 歳出.....	2
(3) 市の予算を1カ月の家計に例えると.....	3
2 住民税のしくみ.....	4
(1) 住民税.....	4
(2) 住民税と所得税の違い.....	4
3 住民税を納める方.....	5
4 住民税が課税されない方.....	5
(1) 均等割・所得割・森林環境税(国税)のいずれも課税されない方(非課税の方).....	5
(2) 所得割が課税されない方.....	6
5 住民税の算出方法.....	8
(1) 均等割.....	8
(2) 所得割.....	8
6 所得の種類.....	10
(1) 所得の種類一覧.....	10
(2) 給与所得の速算表.....	11
(3) 所得金額調整控除.....	11
(4) 公的年金等に係る雑所得の速算表.....	12
(5) 土地建物等の譲渡所得の計算方法.....	13
(6) 株式の譲渡所得の計算方法.....	13
(7) 退職所得の計算方法.....	14
(8) 課税対象とならない収入(非課税所得).....	14
7 所得控除の種類.....	15
(1) 所得控除の種類一覧.....	15
(2) 配偶者控除と配偶者特別控除表.....	20
(3) 特定扶養控除と特定親族特別控除表.....	21
(4) パート・アルバイトの収入.....	22
8 税額控除の種類.....	24
(1) 調整控除.....	24
(2) 配当控除.....	26
(3) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除).....	26
(4) 外国税額控除.....	27
(5) 配当割.....	27
(6) 株式等譲渡所得割.....	28
(7) 寄附金税額控除.....	28
9 住民税の計算例.....	30

(1) 《例1》収入が公的年金のみで、配偶者を扶養している場合	30
(2) 《例2》収入が給与のみで、扶養内の収入の妻および子がいる場合	31
(3) 《例3》パートで働いている場合(扶養なし)	32
10 納付方法	33
(1) 普通徴収	33
(2) 給与からの特別徴収	33
(3) 公的年金からの特別徴収	35
11 減免制度	37
12 住民税申告	38
(1) 申告の期間	39
(2) 過年度の申告期間	39
(3) 申告に必要なもの	39
(4) 申告の方法	40
(5) 申告の注意点	40
(6) 確定申告した場合の住民税への反映	40
(7) 普通徴収分の社会保険料	40
13 ふるさと納税	41
(1) 控除額	41
(2) 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額	42
14 株式等の配当等所得・譲渡所得等	46
(1) 株式等の配当等所得	46
(2) 株式等の配当等所得の課税	46
(3) 株式等の譲渡所得等	46
(4) 株式等の譲渡所得等の課税	46
(5) 配当等所得・株式等の譲渡所得等の申告・課税方式	47
15 令和8年度から適用される主な改正	48
(1) 給与所得控除の見直し	48
(2) 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ	48
(3) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設	49

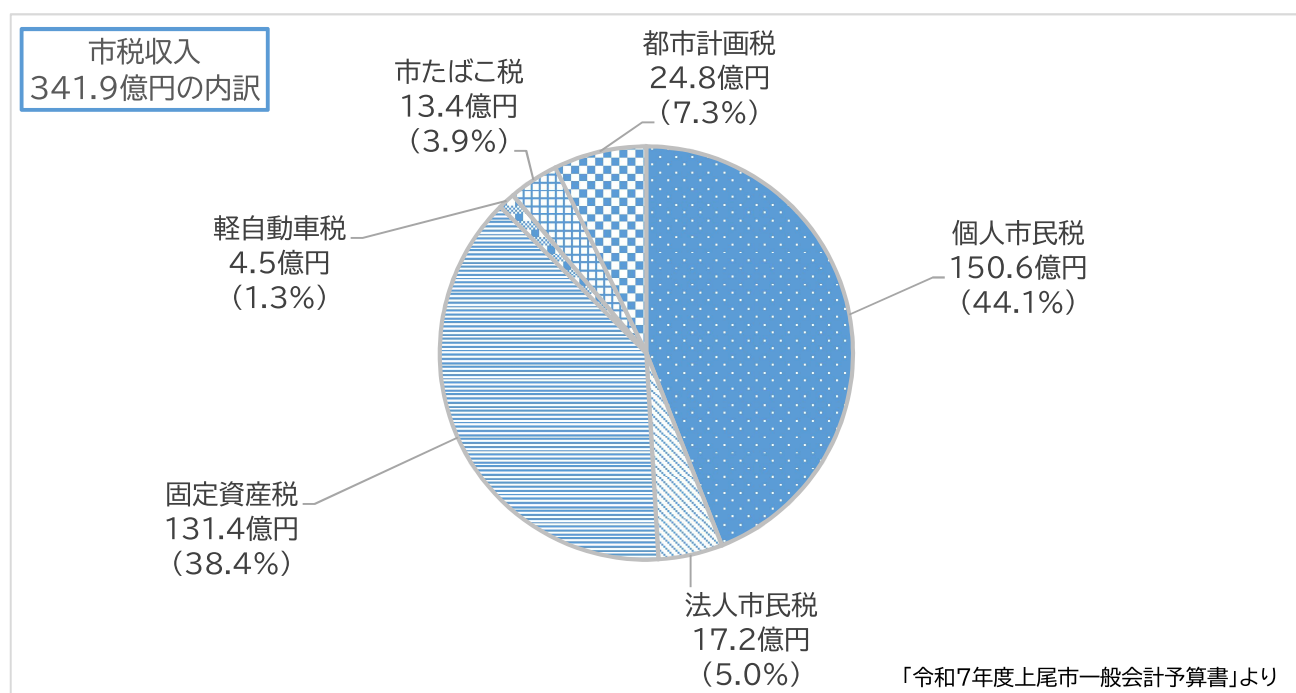
1 上尾市の財政

(1) 歳入

上尾市の令和7年度一般会計当初予算の歳入 884.2 億円のうち、市税は 341.9 億円で全体の 38.7%を占めており、重要な財源となっています。

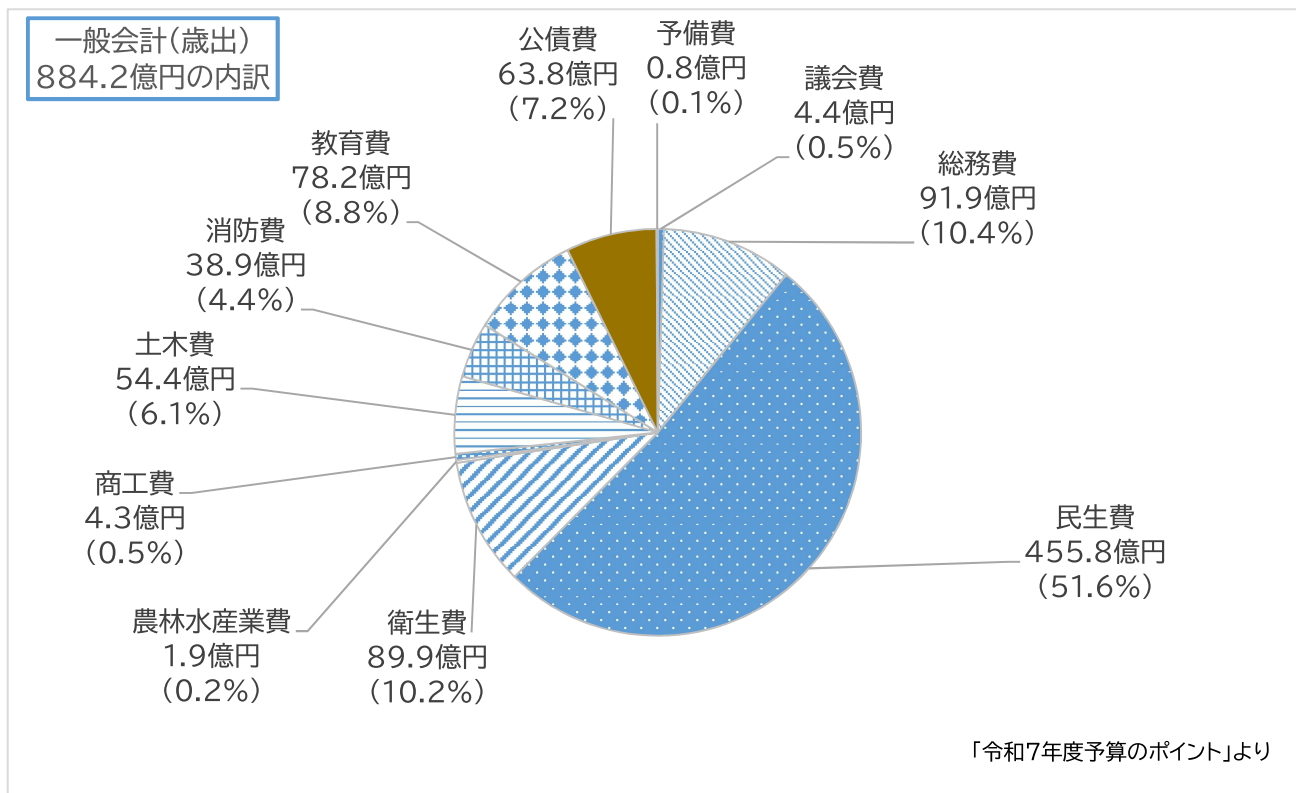


市税収入 341.9 億円のうち、個人市民税は 150.6 億円で全体の 44.1%を占めており、固定資産税とともに市税の 2 本柱となっています。



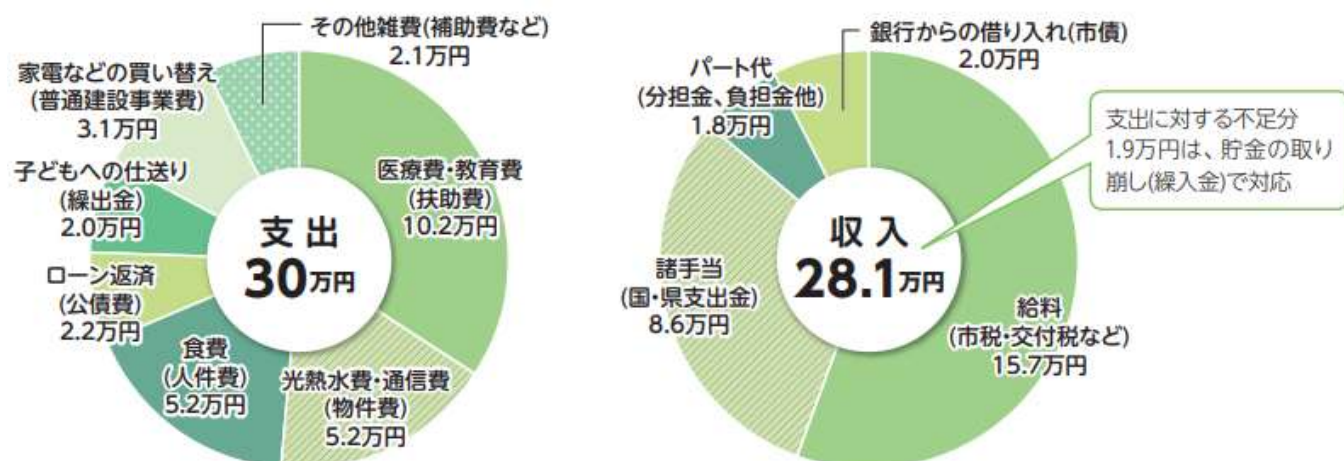
(2) 歳出

令和7年度一般会計当初予算の歳出(目的別)は次のようになっています。



(3) 市の予算を1カ月の家計に例えると

市役所と家庭では単純に比較できませんが、令和7年度の市の一般会計予算を、1カ月の支出が30万円の家計に例えると下図のようになります。



また、令和7年度の市の予算を市民1人あたりに換算すると下図のようになります。



「広報あげお令和7年5月号」より

2 住民税のしくみ

(1) 住民税

一般的に、「市民税」と「県民税」をあわせて「住民税」と呼んでいます。住民税には、個人が納める「個人住民税」と、会社等の法人が納める「法人住民税」があります。

個人住民税(以下、「住民税」といいます。)は、前年に一定の所得があると定額で課税される「均等割」と、前年の所得金額に応じて課税される「所得割」から成り立っています。

なお、住民税はまとめて市で賦課徴収するため、県民税分も市に納めます。

住民税			
市民税		県民税	
均等割	所得割	均等割	所得割

(2) 住民税と所得税の違い

個人の所得に対して課税される税金には、市区町村・都道府県に納める「住民税」と、国に納める「所得税」があります。住民税と所得税の主な違いは、次のとおりです。

区分	住民税		所得税
対象となる所得	前年中の所得 ※令和8年度住民税は、令和7年1月から12月の所得に課税されます。		その年の所得 ※令和7年分所得税は、令和7年1月から12月の所得に課税されます。
課税方式	<賦課課税方式> 市民税・県民税申告書、確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書などの課税資料に基づいて、市が税額を計算し、通知します。		<申告納税方式> 納税者が、1年間の所得に対する税額を計算し、申告します。(確定申告) <源泉徴収方式> 給与支払者等が、支払い時に税額を計算し、徴収します。
所得控除	15～21 ページのとおり		
税額控除	24～29 ページのとおり		
税率		市民税	県民税
	均等割	3,000 円	1,000 円
	所得割	原則 6%	原則 4%
			なし
			課税所得金額により7段階(5、10、20、23、33、40、45%)に区分 ※復興特別所得税(所得税額の 2.1%) が併せて徴収されます。

【注】住民税均等割課税者には森林環境税(国税)1,000 円が併せて課税されます。

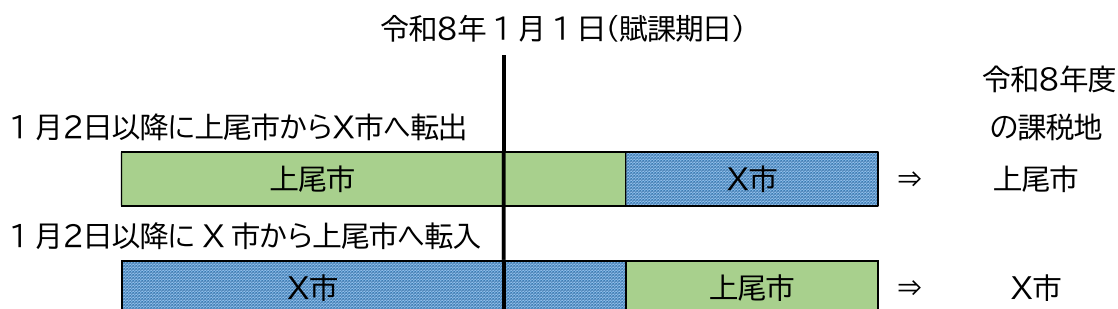
3 住民税を納める方

住民税の課税の基準日である 1 月 1 日(賦課期日)時点で、下表にあてはまる方

	均等割	所得割
上尾市内に住所のある方	○	○
上尾市内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている方で、 上尾市内に住所のない方	○	

【注】その年の1月2日以降に他の市区町村へ転出した場合でも、1月1日時点で上尾市に住所があった場合は、上尾市に住民税を納めることになります。上尾市に住所があるかは、原則として住民基本台帳に基づいて判断しますので、住所に変更があった場合は、お早めに住所異動に関する届け出をしてください。

≪例≫「令和8年度住民税」の場合



4 住民税が課税されない方

均等割・所得割のいずれも課税されない状態を、「非課税」と呼びます。

また、均等割が課税されない場合、森林環境税(国税)も課税されません。

(1) 均等割・所得割・森林環境税(国税)のいずれも課税されない方(非課税の方)

- ・ 生活保護法によって生活扶助を受けている方
 - ・ 障害者、未成年、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額※1 が 1,350,000 円以下の方
 - ・ 前年中の合計所得金額が次の額以下の方
 - 同一生計配偶者※2・扶養親族がいない場合:415,000 円
 - 同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:315,000 円×(扶養親族等※3 の数+1)+289,000 円
- 【※1】 合計所得金額については、7 ページを参照してください。
- 【※2】 同一生計配偶者については、7 ページを参照してください。
- 【※3】 扶養親族等とは、同一生計配偶者および扶養親族をいいます。

扶養人数と、住民税・森林環境税(国税)が非課税となる金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	合計所得金額	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65 歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65 歳以上)
なし	415,000 円	1,065,000 円	1,015,000 円	1,515,000 円
1 人	919,000 円	1,569,000 円	1,592,001 円	2,019,000 円
2 人	1,234,000 円	1,884,000 円	2,012,001 円	2,334,000 円
3 人	1,549,000 円	2,327,999 円	2,432,001 円	2,649,000 円
4 人	1,864,000 円	2,779,999 円	2,852,001 円	2,964,000 円
5 人	2,179,000 円	3,227,999 円	3,272,001 円	3,279,000 円

※6 人以上省略

(2) 所得割が課税されない方

- 前年の総所得金額等※1が次の額以下の方

同一生計配偶者・扶養親族がいない場合:450,000 円

同一生計配偶者・扶養親族がいる場合:350,000 円×(扶養親族等の数+1)+420,000 円

【※1】 総所得金額等については、7ページを参照してください。

扶養人数と、所得割のみ課税されない金額の早見表

同一生計配偶者 及び 扶養親族の人数	総所得金額等	給与等の 収入金額	公的年金等の 収入金額 (65 歳未満)	公的年金等の 収入金額 (65 歳以上)
なし	450,000 円	1,100,000 円	1,050,000 円	1,550,000 円
1 人	1,120,000 円	1,770,000 円	1,860,001 円	2,220,000 円
2 人	1,470,000 円	2,215,999 円	2,326,667 円	2,570,000 円
3 人	1,820,000 円	2,715,999 円	2,793,334 円	2,920,000 円
4 人	2,170,000 円	3,215,999 円	3,260,001 円	3,270,000 円
5 人	2,520,000 円	3,703,999 円	3,726,667 円	3,726,667 円

※6 人以上省略

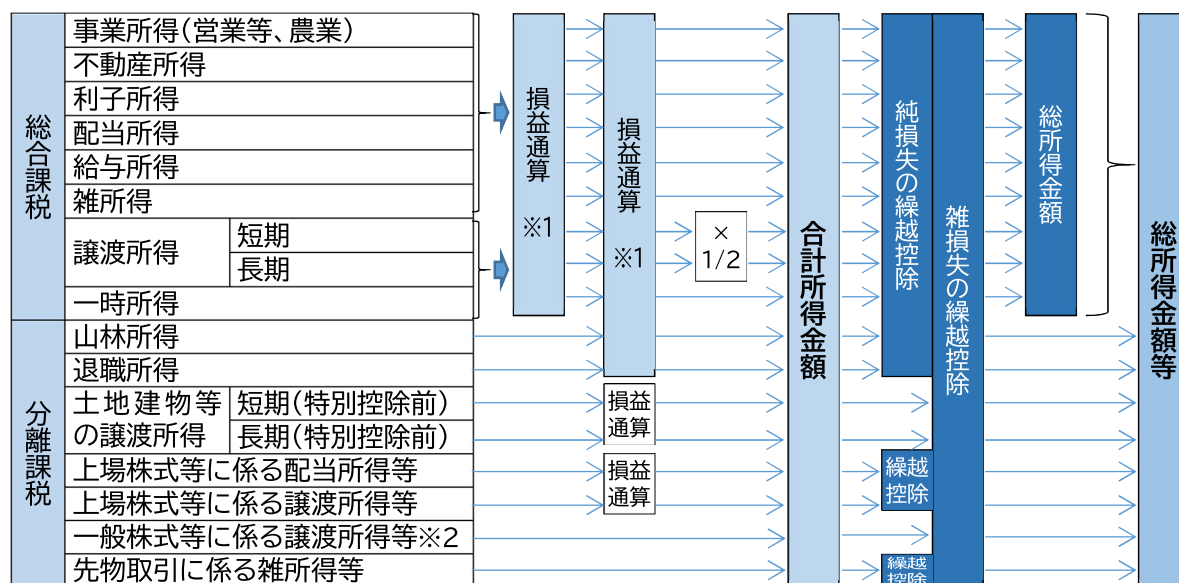
≪例≫ 夫(給与収入)・妻(収入なし)・子 2 人(収入なし)の世帯(扶養親族等の数 3 人)

前年中、夫の給与収入に対する合計所得金額が・・・

- ・1,549,000 円以下のときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)ともに課税されません。
- ・1,549,000 円を超え、1,820,000 円以下のときは、均等割・森林環境税(国税)のみ課税されます。
- ・1,820,000 円を超えるとときは、均等割・所得割・森林環境税(国税)のいずれも課税されます。

《参考》「合計所得金額」と「総所得金額等」の違い

- ・ 「合計所得金額」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用する前の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。
- ・ 「総所得金額等」とは、繰越控除(前年から繰越された損失を控除する制度をいいます。)を適用した後の所得(分離長期譲渡所得・分離短期譲渡所得においては特別控除前)の合計額をいいます。



【※1】 不動産所得、事業所得、譲渡所得及び山林所得の損失については、他の所得区分の利益と相殺する損益通算をすることができます。

【※2】 一般株式等について損失が生じた場合、繰越控除はできません。

《参考》同一生計配偶者及び扶養親族について

- ・ 同一生計配偶者とは、本人と生計を一にする配偶者(青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 580,000 円以下の方をいいます。控除対象配偶者(配偶者控除の対象となる方)と異なり、本人の所得要件はありません。
- ・ 扶養親族とは、本人と生計を一にする親族(配偶者、青色事業専従者及び白色事業専従者を除きます。)で、合計所得金額が 580,000 円以下の方をいいます。
なお、16 歳未満の年少扶養親族も含まれます。

5 住民税の算出方法

(1) 均等割

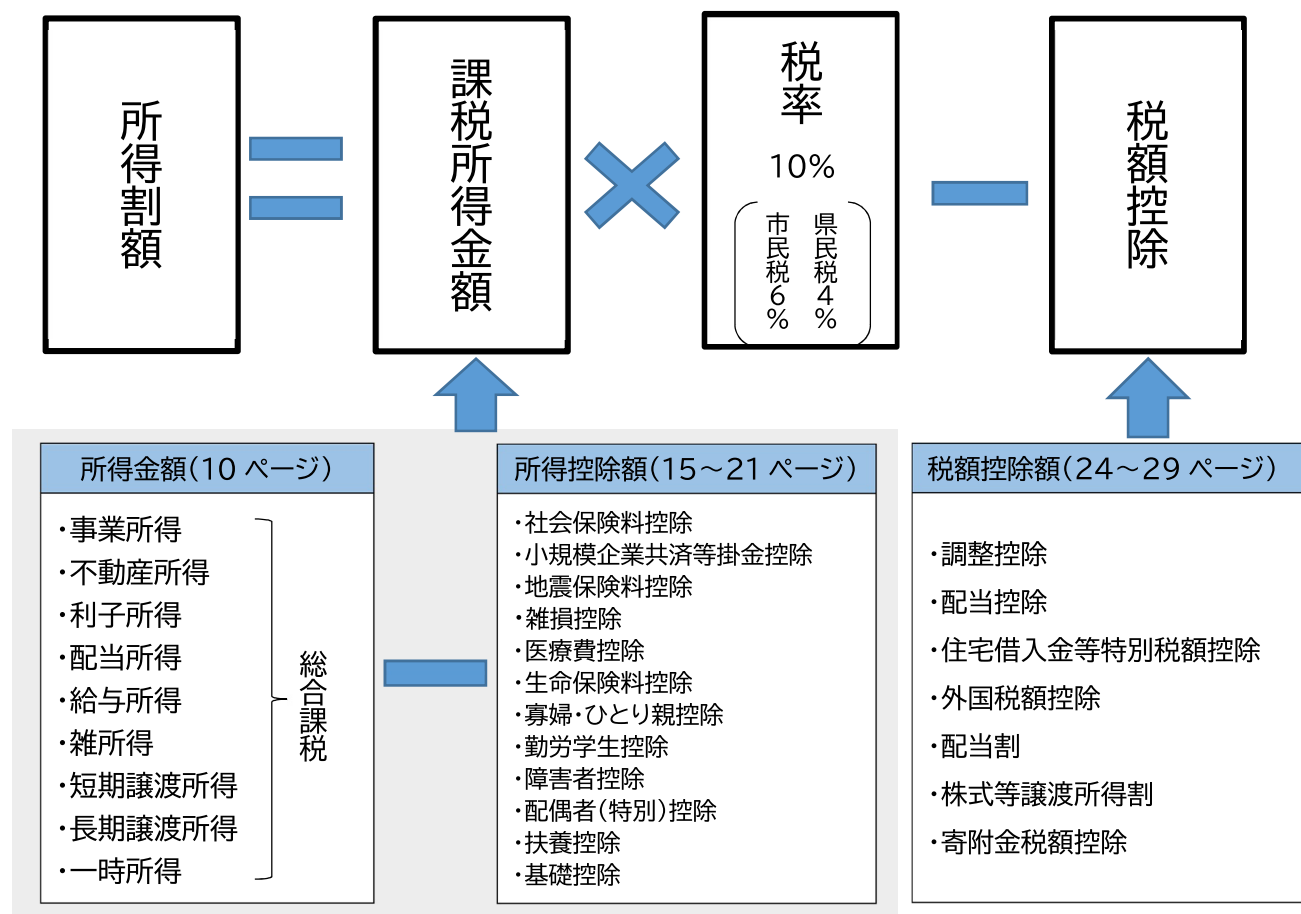
均等割額は、市民税 3,000 円と県民税 1,000 円の合計額 4,000 円(年額)です。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{(年額)} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{市民税} \\ 3,000 \text{ 円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{県民税} \\ 1,000 \text{ 円} \end{array}}$$

【注】令和6年度より、住民税均等割課税者には森林環境税(国税)1,000 円が併せて課税されます。

(2) 所得割

所得割額は、一般的に所得金額から所得控除額を差し引いた課税所得金額に税率 10%(市民税 6%・県民税 4%)をかけて求めます。



【注】土地建物等の譲渡所得、株式等に係る譲渡所得等、上場株式等に係る配当所得等、先物取引に係る雑所得等、山林所得、退職所得がある場合は、他の所得と切り離して(分離課税)、それぞれ定められた税率により税額を計算します。詳しくは 9 ページを参照してください。

【注】配当所得や上場株式等に係る譲渡所得等などは、その所得の内容によって、課税方式(総合課税・分離課税・申告不要)を選択することができる場合があります。詳しくは 47 ページを参照してください。

分離課税税率表

所得の種類			住民税		所得税※
			市民税	県民税	
分離短期譲渡	一般		5.4%	3.6%	30%
	国、地方公共団体に対する譲渡(軽減)		3%	2%	15%
分離長期譲渡	一般	一律	3%	2%	15%
	優良住宅地等に係る長期譲渡所得(特定)	2,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
		2,000 万円超	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000 円)×3%+480,000 円	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000 円)×2%+320,000 円	(課税長期譲渡所得金額－20,000,000 円)×15%+2,000,000 円
	所有期間10 年超居住用財産(軽課)	6,000 万円以下	2.4%	1.6%	10%
		6,000 万円超	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000 円)×3%+1,440,000 円	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000 円)×2%+960,000 円	(課税長期譲渡所得金額－60,000,000 円)×15%+6,000,000 円
株式等譲渡	上場株式等		3%	2%	15%
	上記以外		3%	2%	15%
上場株式等配当			3%	2%	15%
商品先物取引			3%	2%	15%
山林			6%	4%	(課税山林所得金額×1/5×総合課税税率)×5
退職			6%	4%	総合課税分に同じ

《参考》所得税(総合課税)税率表

課税総所得金額	税率※	速算控除表
1,000 円 ～ 1,949,000 円	5%	—
1,950,000 円 ～ 3,299,000 円	10%	97,500 円
3,300,000 円 ～ 6,949,000 円	20%	427,500 円
6,950,000 円 ～ 8,999,000 円	23%	636,000 円
9,000,000 円 ～ 17,999,000 円	33%	1,536,000 円
18,000,000 円 ～ 39,999,000 円	40%	2,796,000 円
40,000,000 円 ～	45%	4,796,000 円

※課税総所得金額は
1,000 円未満切り捨て

※復興特別所得税
(所得税額の 2.1%)が
併せて徴収されます。

6 所得の種類

所得とは、収入から必要経費等を差し引いた後の金額のことです。収入金額を下表の計算方法により所得金額にしてから住民税を計算します。

(1) 所得の種類一覧

種類		内容	所得金額の計算方法
事業所得		事業をしている場合に生じる所得	収入金額－必要経費
不動産所得		地代、家賃など	収入金額－必要経費
利子所得		公債、社債、預貯金などの利子	収入金額(そのままの金額)
配当所得		株式や出資の配当など	収入金額－元本取得に要した負債の利子
給与所得		サラリーマン、アルバイトなどの給料	収入金額－給与所得控除 11 ページを参照してください
雑所得	公的年金等	国民年金、厚生年金、企業年金、外国年金などの所得	収入金額－公的年金等控除 12 ページを参照してください
	業務	原稿料、講演料などの所得	収入金額－必要経費
	その他	個人年金、FX などの上の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
譲渡所得		土地、株式、ゴルフ会員権、特許権等の資産の譲渡	収入金額－取得費・譲渡費用－特別控除額 13 ページを参照してください
一時所得		懸賞、生命保険の満期金や解約返戻金など	収入金額－必要経費－特別控除額(最高 500,000 円) 【注】1/2の金額が課税対象
山林所得		山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額(最高 500,000 円)
退職所得		退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 14 ページを参照してください

(2) 給与所得の速算表

給与所得の金額は、給与等の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額です。給与等の収入金額は、給与所得の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されています。

この給与等の収入金額を基に、下の速算表で給与所得を計算することができます。給与所得の源泉徴収票では、「給与所得控除後の金額(調整控除後)」の欄に給与所得が記載されています。

給与等の収入金額(A)	給与所得
～ 650,999 円	0円
651,000 円 ～ 1,899,999 円	(A)－650,000 円
1,900,000 円 ～ 3,599,999 円	(A)÷4(1,000 円未満切捨て)×2.8－80,000 円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A)÷4(1,000 円未満切捨て)×3.2－440,000 円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	{(A)×0.9}－1,100,000 円(1 円未満切捨て)
8,500,000 円 ～	(A)－1,950,000 円

(3) 所得金額調整控除

下記①②に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除額が控除されます。

①給与等の収入金額が850万円を超え、次の i から iii のいずれかに該当する場合

- i .本人が特別障害者に該当する
- ii .23歳未満の扶養親族がいる
- iii .特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族がいる

所得金額調整控除額

$$= (\text{給与等の収入金額}(1,000\text{万円を超える場合は}1,000\text{万円}) - 850\text{万円}) \times 10\% \\ (\text{1 円未満切上げ})$$

②給与所得の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、

給与所得の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝給与所得の金額(10万円を超える場合は10万円)

+ 公的年金等に係る雑所得の金額(10万円を超える場合は10万円)－10万円

【注】①の控除がある場合は、①の控除後の金額から控除します。

(4) 公的年金等に係る雑所得の速算表

公的年金等に係る雑所得の金額は、公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いた金額です。公的年金等の収入金額は、公的年金等の源泉徴収票の「支払金額」の欄に記載されています。この公的年金等の収入金額を基に、下の速算表で公的年金等に係る雑所得を計算することができます。

受給者の年齢	公的年金等に係る 雑所得以外の 合計所得金額	公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得 (1円未満切捨て)
65歳未満 (昭和36年1月2日以降に 生まれた方)	1,000万円 以下	～ 1,299,999円	(A)－600,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,955,000円
	1,000万円 超 2,000万円 以下	～ 1,299,999円	(A)－500,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,355,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,855,000円
	2,000万円 超	～ 1,299,999円	(A)－400,000円
		1,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,755,000円
65歳以上 (昭和36年1月1日以前に 生まれた方)	1,000万円 以下	～ 3,299,999円	(A)－1,100,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－275,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－685,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,955,000円
	1,000万円 超 2,000万円 以下	～ 3,299,999円	(A)－1,000,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－175,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－585,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,355,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,855,000円
	2,000万円 超	～ 3,299,999円	(A)－900,000円
		3,300,000円 ～ 4,099,999円	(A)×0.75－75,000円
		4,100,000円 ～ 7,699,999円	(A)×0.85－485,000円
		7,700,000円 ～ 9,999,999円	(A)×0.95－1,255,000円
		10,000,000円 ～	(A)－1,755,000円

(5) 土地建物等の譲渡所得の計算方法

土地建物等の譲渡所得は、譲渡した年の1月1日において、その資産の所有期間が5年を超える場合は長期譲渡所得、5年以下の場合は短期譲渡所得に区分されます。

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡価格} - (\text{取得費} + \text{譲渡費用}) - \text{特別控除額}$$

【注】特別控除額は、次の表のいずれかに該当する額(最高5,000万円)です。

譲渡所得の内容	特別控除額
公共事業などのために土地建物を買った場合	50,000,000 円
マイホーム(居住用財産)を買った場合	30,000,000 円
特定土地区画整理事業などのために土地を買った場合	20,000,000 円
特定住宅地造成事業などのために土地を買った場合	15,000,000 円
農地保有の合理化などのために土地を買った場合	8,000,000 円
低未利用土地等を買った場合	1,000,000 円

(6) 株式の譲渡所得の計算方法

譲渡所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{譲渡所得の金額} = \text{譲渡価格} - \text{必要経費}(\text{取得費} + \text{譲渡費用} + \text{負債利子})$$

(7) 退職所得の計算方法

退職所得の金額は、原則として次のように計算します。

$$\text{退職所得の金額} = (\text{退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$$

【注】法人役員等としての勤務年数が5年以下の方は1/2控除(波線部分)はありません。

【注】法人役員等以外の場合で勤務年数が5年以下の方は、次のとおり計算します。

(退職手当等の額 - 退職所得控除額)の額	退職所得の金額
300万円以下の場合	$(\text{退職手当等の額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}$
300万円を超える場合	$150\text{万円} + (\text{退職手当等の額} - 300\text{万円} - \text{退職所得控除額})$

【注】退職所得控除額は、退職した方の勤続年数に応じて次のように計算します。

勤続年数 (1年未満の端数切り上げ)	退職所得控除額
20年以下の場合	退職所得控除額 = $40\text{万円} \times \text{勤続年数}$ (80万円に満たないときは80万円)
20年を超える場合	退職所得控除額 = $70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20\text{年}) + 800\text{万円}$

【注】障害者になったことが直接の原因で退職する場合には、算出した控除額に100万円加算したものが退職所得控除額となります。

退職所得にも住民税が課税されます。

$$\text{税額} = \text{退職所得の金額} \times \text{税率 } 10\% (\text{市民税 } 6\%、\text{県民税 } 4\%)$$

【注】原則として、退職手当等の支払者が住民税の税額を計算し、退職手当等から差し引いて市区町村に納入しています。なお、この市区町村とは、その退職手当等の支払いを受けるべき日(退職日)の属する年の1月1日現在において住所を有する市区町村をいいます。

(8) 課税対象とならない収入(非課税所得)

- ・遺族年金
- ・障害年金
- ・傷病手当金
- ・失業給付金
- ・育児休業手当金 など

7 所得控除の種類

所得控除とは、所得割(税額)を算出するために所得金額から差し引く控除です。

(1) 所得控除の種類一覧

【物的控除】

種類と内容	住民税	所得税															
社会保険料控除 健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、雇用保険、国民年金などの保険料が対象	支払った保険料の全額 【注】公的年金等から差し引かれている(年金から特別徴収されている)国民健康保険税、後期高齢者医療保険料及び介護保険料は、差し引かれた本人以外の控除の対象とはなりません。																
小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済、心身障害者扶養共済などの掛金が対象	支払った掛金の全額																
地震保険料控除 地震保険料と旧長期損害保険料をそれぞれ計算 旧長期損害保険料：契約した日が平成 18 年 12 月 31 日以前、かつ保険期間または共済期間が 10 年以上・満期返戻金あり	① 地震保険料	① 地震保険料															
	<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～50,000円</td><td>支払った保険料×1/2</td></tr><tr><td>50,001円～</td><td>25,000円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～50,000円	支払った保険料×1/2	50,001円～	25,000円	<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～50,000円</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>50,001円～</td><td>50,000円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～50,000円	支払った保険料全額	50,001円～	50,000円			
	支払保険料	控除額															
	～50,000円	支払った保険料×1/2															
	50,001円～	25,000円															
支払保険料	控除額																
～50,000円	支払った保険料全額																
50,001円～	50,000円																
② 旧長期損害保険料	② 旧長期損害保険料																
<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～5,000円</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>5,001円～15,000円</td><td>支払った保険料×1/2+2,500円</td></tr><tr><td>15,001円～</td><td>10,000円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～5,000円	支払った保険料全額	5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円	15,001円～	10,000円	<table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～10,000円</td><td>支払った保険料全額</td></tr><tr><td>10,001円～20,000円</td><td>支払った保険料×1/2+5,000円</td></tr><tr><td>20,001円～</td><td>15,000円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～10,000円	支払った保険料全額	10,001円～20,000円	支払った保険料×1/2+5,000円	20,001円～	15,000円
支払保険料	控除額																
～5,000円	支払った保険料全額																
5,001円～15,000円	支払った保険料×1/2+2,500円																
15,001円～	10,000円																
支払保険料	控除額																
～10,000円	支払った保険料全額																
10,001円～20,000円	支払った保険料×1/2+5,000円																
20,001円～	15,000円																
①+②の上限 25,000円	①+②の上限 50,000円																
雑損控除 災害・盗難などで住宅や家財などに損害を受けた場合	次のいずれか多い金額 ① (損失の金額－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等×1/10) ② 災害関連支出の金額－50,000円																
医療費控除 本人または本人と生計を一にする親族に係る医療費を支払った場合(右のいずれかを選択) ※セルフメディケーション税制については、19 ページを参照してください。	医療費控除 (支払った医療費－保険金等により補てんされた金額)－(総所得金額等の 5% または 100,000 円のいずれか少ない金額) ※上限 2,000,000 円 医療費控除の特例 …セルフメディケーション税制 特定一般用医薬品の購入費－12,000 円 ※上限 88,000 円																

種類と内容	住民税	所得税																				
生命保険料控除 一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料をそれぞれ計算 新契約: 契約した日が平成 24 年 1 月 1 日以降 旧契約: 契約した日が平成 23 年 12 月 31 日以前	① 新契約 A、B、C それぞれ計算します A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 C 介護医療保険料控除 <table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～12,000 円</td><td>支払った保険料 全額</td></tr><tr><td>12,001 円 ～32,000 円</td><td>支払った保険料× 1/2 + 6,000 円</td></tr><tr><td>32,001 円 ～56,000 円</td><td>支払った保険料× 1/4 + 14,000 円</td></tr><tr><td>56,001 円～</td><td>28,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～12,000 円	支払った保険料 全額	12,001 円 ～32,000 円	支払った保険料× 1/2 + 6,000 円	32,001 円 ～56,000 円	支払った保険料× 1/4 + 14,000 円	56,001 円～	28,000 円	① 新契約 A、B、C それぞれ計算します A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 C 介護医療保険料控除 <table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～20,000 円</td><td>支払った保険料 全額</td></tr><tr><td>20,001 円 ～40,000 円</td><td>支払った保険料× 1/2 + 10,000 円</td></tr><tr><td>40,001 円 ～80,000 円</td><td>支払った保険料× 1/4 + 20,000 円</td></tr><tr><td>80,001 円～</td><td>40,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～20,000 円	支払った保険料 全額	20,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2 + 10,000 円	40,001 円 ～80,000 円	支払った保険料× 1/4 + 20,000 円	80,001 円～	40,000 円
	支払保険料	控除額																				
	～12,000 円	支払った保険料 全額																				
	12,001 円 ～32,000 円	支払った保険料× 1/2 + 6,000 円																				
	32,001 円 ～56,000 円	支払った保険料× 1/4 + 14,000 円																				
	56,001 円～	28,000 円																				
	支払保険料	控除額																				
	～20,000 円	支払った保険料 全額																				
	20,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2 + 10,000 円																				
	40,001 円 ～80,000 円	支払った保険料× 1/4 + 20,000 円																				
80,001 円～	40,000 円																					
② 旧契約 A、B それぞれ計算します A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 <table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～15,000 円</td><td>支払った保険料 全額</td></tr><tr><td>15,001 円 ～40,000 円</td><td>支払った保険料× 1/2 + 7,500 円</td></tr><tr><td>40,001 円 ～70,000 円</td><td>支払った保険料× 1/4 + 17,500 円</td></tr><tr><td>70,001 円～</td><td>35,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～15,000 円	支払った保険料 全額	15,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2 + 7,500 円	40,001 円 ～70,000 円	支払った保険料× 1/4 + 17,500 円	70,001 円～	35,000 円	② 旧契約 A、B それぞれ計算します A 一般生命保険料控除 B 個人年金保険料控除 <table><tr><th>支払保険料</th><th>控除額</th></tr><tr><td>～25,000 円</td><td>支払った保険料 全額</td></tr><tr><td>25,001 円 ～50,000 円</td><td>支払った保険料× 1/2 + 12,500 円</td></tr><tr><td>50,001 円 ～100,000 円</td><td>支払った保険料× 1/4 + 25,000 円</td></tr><tr><td>100,001 円～</td><td>50,000 円</td></tr></table>	支払保険料	控除額	～25,000 円	支払った保険料 全額	25,001 円 ～50,000 円	支払った保険料× 1/2 + 12,500 円	50,001 円 ～100,000 円	支払った保険料× 1/4 + 25,000 円	100,001 円～	50,000 円	
支払保険料	控除額																					
～15,000 円	支払った保険料 全額																					
15,001 円 ～40,000 円	支払った保険料× 1/2 + 7,500 円																					
40,001 円 ～70,000 円	支払った保険料× 1/4 + 17,500 円																					
70,001 円～	35,000 円																					
支払保険料	控除額																					
～25,000 円	支払った保険料 全額																					
25,001 円 ～50,000 円	支払った保険料× 1/2 + 12,500 円																					
50,001 円 ～100,000 円	支払った保険料× 1/4 + 25,000 円																					
100,001 円～	50,000 円																					
③ 新契約と旧契約の合計 A、B それぞれ計算します <table><tr><th>契約区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>新契約と旧契約 の両方を適用</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>新契約のみ適用</td><td>28,000 円</td></tr><tr><td>旧契約のみ適用</td><td>35,000 円</td></tr></table>	契約区分	上限額	新契約と旧契約 の両方を適用	28,000 円	新契約のみ適用	28,000 円	旧契約のみ適用	35,000 円	③ 新契約と旧契約の合計 A、B それぞれ計算します <table><tr><th>契約区分</th><th>上限額</th></tr><tr><td>新契約と旧契約 の両方を適用</td><td>40,000 円</td></tr><tr><td>新契約のみ適用</td><td>40,000 円</td></tr><tr><td>旧契約のみ適用</td><td>50,000 円</td></tr></table>	契約区分	上限額	新契約と旧契約 の両方を適用	40,000 円	新契約のみ適用	40,000 円	旧契約のみ適用	50,000 円					
契約区分	上限額																					
新契約と旧契約 の両方を適用	28,000 円																					
新契約のみ適用	28,000 円																					
旧契約のみ適用	35,000 円																					
契約区分	上限額																					
新契約と旧契約 の両方を適用	40,000 円																					
新契約のみ適用	40,000 円																					
旧契約のみ適用	50,000 円																					
A+B+C の上限額 70,000 円	A+B+C の上限額 120,000 円																					

種類と内容	住民税	所得税
配偶者控除 本人の合計所得金額が 10,000,000 円以下で、配偶者の合計所得金額が 580,000 円以下	20 ページを参照してください。	
配偶者特別控除 本人の合計所得金額が 10,000,000 円以下で、配偶者の合計所得金額が 580,001 円～1,330,000 円		
扶養控除 本人と生計を一にする親族で、合計所得金額が 580,000 円以下の場合 年齢については、前年の 12 月 31 日現在によります。		
① 一般扶養(②～⑤以外の方)	330,000 円	380,000 円
② 特定扶養(19 歳以上 23 歳未満)	450,000 円	630,000 円
③ 老人扶養(70 歳以上)	380,000 円	480,000 円
④ 同居老親等扶養(③の方で同居の場合)	450,000 円	580,000 円
⑤ 年少扶養(16 歳未満)	0 円	0 円
特定親族特別控除(19歳以上23歳未満) 19 歳以上 23 歳未満の扶養親族の合計所得金額が 580,001 円～1,230,000 円	21 ページを参照してください。	
基礎控除	合計所得金額	住民税
	～1,320,000 円	950,000 円
	1,320,001 円～ 3,360,000 円	880,000 円
	3,360,001 円～ 4,890,000 円	680,000 円
	4,890,001 円～ 6,550,000 円	630,000 円
	6,550,001 円～ 23,500,000 円	580,000 円
	23,500,001 円～ 24,000,000 円	480,000 円
	24,000,001 円～ 24,500,000 円	290,000 円
	24,500,001 円～ 25,000,000 円	150,000 円
	25,000,001 円～	0 円

《参考》セルフメディケーション税制とは

健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組※1を行う個人が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品※2の購入の対価を支払った場合において、その年中に支払った合計額が12,000円を超えるときは、その超える部分の金額(上限88,000円)について、その年分の所得控除として申告できる制度(平成30年度～令和9年度に適用)です。

【※1】予防接種、定期健康診断、がん検診、人間ドックなど。

【※2】特定一般用医薬品とは、医師によって処方される医薬品から、市販薬などドラッグストアで購入できる「OTC医薬品」に転用された医薬品をいいます。

【注】医療費控除とセルフメディケーション税制の併用はできません。

(2) 配偶者控除と配偶者特別控除表

上段は住民税、下段《 》内は所得税における控除額です。

			納税義務者の合計所得金額		
	配偶者の 合計所得金額	《参考》 給与収入に 換算した金額	～9,000,000 円	9,000,001 円 ～9,500,000 円	9,500,001 円 ～10,000,000 円
配偶者控除	～580,000 円	～1,230,000 円	330,000 円 《380,000 円》	220,000 円 《260,000 円》	110,000 円 《130,000 円》
	～580,000 円 (70 歳以上の配偶者)		380,000 円 《480,000 円》	260,000 円 《320,000 円》	130,000 円 《160,000 円》
配偶者特別控除	580,001 円 ～950,000 円	1,230,001 円 ～1,600,000 円	330,000 円 《380,000 円》	220,000 円 《260,000 円》	110,000 円 《130,000 円》
	950,001 円 ～1,000,000 円	1,600,001 円 ～1,650,000 円	330,000 円 《360,000 円》	220,000 円 《240,000 円》	110,000 円 《120,000 円》
	1,000,001 円 ～1,050,000 円	1,650,001 円 ～1,700,000 円	310,000 円 《310,000 円》	210,000 円 《210,000 円》	110,000 円 《110,000 円》
	1,050,001 円 ～1,100,000 円	1,700,001 円 ～1,750,000 円	260,000 円 《260,000 円》	180,000 円 《180,000 円》	90,000 円 《90,000 円》
	1,100,001 円 ～1,150,000 円	1,750,001 円 ～1,800,000 円	210,000 円 《210,000 円》	140,000 円 《140,000 円》	70,000 円 《70,000 円》
	1,150,001 円 ～1,200,000 円	1,800,001 円 ～1,850,000 円	160,000 円 《160,000 円》	110,000 円 《110,000 円》	60,000 円 《60,000 円》
	1,200,001 円 ～1,250,000 円	1,850,001 円 ～1,903,999 円	110,000 円 《110,000 円》	80,000 円 《80,000 円》	40,000 円 《40,000 円》
	1,250,001 円 ～1,300,000 円	1,904,000 円 ～1,971,999 円	60,000 円 《60,000 円》	40,000 円 《40,000 円》	20,000 円 《20,000 円》
	1,300,001 円 ～1,330,000 円	1,972,000 円 ～2,015,999 円	30,000 円 《30,000 円》	20,000 円 《20,000 円》	10,000 円 《10,000 円》

【注】納税義務者の合計所得金額が10,000,000 円を超える場合は、控除額はありません。

(3) 特定扶養控除と特定親族特別控除表

	19歳以上23歳未満の親族の 合計所得金額	《参考》 給与収入に 換算した金額	住民税控除額	所得税控除額
特定扶養控除	～ 580,000 円	～ 1,230,000 円		630,000 円
特定親族特別控除	580,001 円 ～ 850,000 円	1,230,001 円 ～ 1,500,000 円	450,000 円	
	850,001 円 ～ 900,000 円	1,500,001 円 ～ 1,550,000 円		610,000 円
	900,001 円 ～ 950,000 円	1,550,001 円 ～ 1,600,000 円		510,000 円
	950,001 円 ～ 1,000,000 円	1,600,001 円 ～ 1,650,000 円	410,000 円	410,000 円
	1,000,001 円 ～ 1,050,000 円	1,650,001 円 ～ 1,700,000 円	310,000 円	310,000 円
	1,050,001 円 ～ 1,100,000 円	1,700,001 円 ～ 1,750,000 円	210,000 円	210,000 円
	1,100,001 円 ～ 1,150,000 円	1,750,001 円 ～ 1,800,000 円	110,000 円	110,000 円
	1,150,001 円 ～ 1,200,000 円	1,800,001 円 ～ 1,850,000 円	60,000 円	60,000 円
	1,200,001 円 ～ 1,230,000 円	1,850,001 円 ～ 1,880,000 円	30,000 円	30,000 円

(4) パート・アルバイトの収入

パート・アルバイトの収入(給与収入)がある場合は、1,065,000円を超えると、均等割と森林環境税(国税)が課税され、1,100,000円を超えると所得に応じて所得割も課税されます。

また、収入が一定額を超えると所得税が課税され、「配偶者控除(扶養控除)・配偶者特別控除」が受けられなくなることがあります。

パート・アルバイト収入(給与収入)の税金

給与等の収入《所得》金額	ご自身の税負担			配偶者控除と 配偶者特別控除		扶養控除と特定 親族特別控除	
	住民税		所得税	配偶者 控除	配偶者 特別控 除	扶養控 除	特定親 族特別 控除
	均等割・ 森林環境税 (国税)	所得割					
～1,065,000 円 《所得:～415,000 円》	非課税	非課税	非課税	受けら れる	受けら れない	受けら れる	受けら れない
1,065,001 円～1,100,000 円 《所得:415,001～450,000》	(年額) 5,000 円						
1,100,001 円～1,230,000 円 《所得:450,001～580,000》							
1,230,001 円～1,600,000 円 《所得:580,001～950,000》							
1,600,001 円～1,880,000 円 《所得:950,001～ 1,230,000》							
1,880,001 円～2,015,999 円 《所得:1,230,001～ 1,330,000》							
2,016,000 円～ 《所得 1,330,001～》							

【注】外交員・集金人などの所得は事業所得となり、収入金額から必要経費を差引いた残額の所得で判断します。

≪参考≫ 税法上の扶養と社会保険法上の扶養の違い

給与等の収入金額が 1,230,000 円(合計所得金額で 580,000 円)を超えると、税法上の扶養(配偶者)控除を受けることができませんが、2,016,000 円(合計所得で 1,330,000 円)未満であれば、所得金額に応じて配偶者特別控除を受けることができます。

ただし、給与等の収入金額が 1,300,000 円(各健康保険組合等により基準が異なります)を超えると、夫(または妻)の社会保険上の扶養から除外され、国民健康保険税や国民年金保険料などを納付する必要があります。

【注】パート・アルバイトの方であっても、複数の条件(1週間あたりの決まった労働時間が 20 時間以上である、1ヶ月あたりの決まった賃金が 88,000 円以上である等)にすべて該当する方は、厚生年金・健康保険の加入対象になる場合があります。

8 税額控除の種類

税額控除とは、算出された住民税額のうち所得割額から直接差し引かれるものです。

主な税額控除は、以下のとおりです。

(1) 調整控除

平成 19 年の税源移譲に伴い、所得税率と住民税率の改定が行われました。

これにより、納税者の負担が増えないように住民税と所得税の人的控除(基礎控除や扶養控除等)の差に応じて、一定の金額を所得割から控除するものです。

合計課税所得金額が 200 万円以下の場合	次のうち、いずれか少ない金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)を控除します。 ・人的控除額の差の合計額 ・合計課税所得金額 ※1
合計課税所得金額が 200 万円超の場合	次の計算式で算出される金額の 5%(市民税 3%、県民税 2%)を控除します。 人的控除額の差の合計額－(合計課税所得金額－2,000,000 円) 【注】金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円(市民税 1,500 円、県民税 1,000 円)を控除します。

【※1】合計課税所得金額とは、課税総所得金額・課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額をいいます。課税長期譲渡所得金額等の申告分離課税に係る課税所得金額は含みません。

【注】合計所得金額が 2,500 万円を超える方は調整控除の適用はありません。

≪参考≫ 人的控除額の比較表

種類		※3 差額
寡婦控除		10,000円
ひとり親控除		※2 50,000円
勤労学生控除		10,000円
障害者控除	普通	10,000円
	特別	100,000円
	同居特別障害者	220,000円
扶養控除	一般	50,000円
	特定	180,000円
	老人	100,000円
	同居老親	130,000円
基礎控除		50,000円

【※2】ひとり親控除の対象者が男性の場合は10,000円です(令和2年度分までの控除額の差により計算された額)。

【※3】税源移譲時前の控除額の差により算出された額です。

配偶者控除の比較表

種類	納税義務者の 合計所得金額	控除額
		差額
70 歳未満の 配偶者 (昭和 31 年 1 月 2 日 以降に生まれた方)	～9,000,000円	50,000円
	9,000,001 円～9,500,000円	40,000円
	9,500,001 円～10,000,000円	20,000円
70 歳以上の 配偶者 (昭和 31 年 1 月 1 日 以前に生まれた方)	～9,000,000円	100,000円
	9,000,001 円～9,500,000円	60,000円
	9,500,001 円～10,000,000円	30,000円

配偶者特別控除の比較表 ※1

配偶者の 合計所得金額	納税義務者の 合計所得金額	控除額
		差額
480,001 円 ～499,999 円	～9,000,000円	50,000円
	9,000,001 円～9,500,000円	40,000円
	9,500,001 円～10,000,000円	20,000円
500,000 円 ～549,999 円	～9,000,000円	30,000円
	9,000,001 円～9,500,000円	20,000円
	9,500,001 円～10,000,000円	10,000円
550,001 円 ～950,000円	～9,000,000円	なし
	9,000,001 円～9,500,000円	
	9,500,001 円～10,000,000円	
950,001 円 ～1,000,000円	～9,000,000円	
	9,000,001 円～9,500,000円	
	9,500,001 円～10,000,000円	

【※1】令和8年度においては配偶者の所得が 580,001 円以上の場合に配偶者控除特別控除が適用になるため人的控除の差はありません。

【※2】配偶者の合計所得金額が500,000円以上の人的控除額の差は、平成30年度分までの配偶者控除・配偶者特別控除の税制改正以前の控除額の差により計算された額です。

(2) 配当控除

配当所得がある場合は、次の計算により求めた配当控除が差し引かれます。

配当控除額＝配当所得の金額×下表の控除率

種類		課税所得金額			1,000 万円以下の部分			1,000 万円超の部分		
					市民税	県民税	所得税	市民税	県民税	所得税
利益の配当等					1.6%	1.2%	10%	0.8%	0.6%	5%
証券投資 信託等	一般外貨建等証券投資信託 以外				0.8%	0.6%	5%	0.4%	0.3%	2.5%
	一般外貨建等証券投資信託				0.4%	0.3%	2.5%	0.2%	0.15%	1.25%

【注】総合課税でのみ適用されます。

【注】外国法人からの配当等や特定外貨建等証券投資信託等の配当所得については、配当控除の適用がありません。

(3) 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)

住宅ローン等を利用して、マイホームの新築・購入・増改築等を行い、平成 21 年 1 月～令和 7 年 12 月未までに入居した方で、前年の所得税において控除しきれなかった住宅ローン控除額がある場合は、一定の方法により算出した金額が所得割から控除されます。

対象者	次の①と②の条件をとともに満たす方 ①平成 21 年 1 月～令和 7 年 12 月未までに入居した方 ②所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の対象となる方
計算方法	次の(ア)と(イ)のいずれか小さい額を控除します。 (ア)住宅ローン控除可能額のうち所得税で控除しきれなかった額 (イ)下表で計算した金額【注1】
控除期間	10年 もしくは 13年【注2】

【注1】(イ)の金額は入居した年月によって下表のとおりとなります。

	A	B	C
入居した年月	平成21年 1 月 ～平成26年3月	平成26年4月 ～令和3年12月 ※1	令和4年1月 ～令和7年12月 ※2 ※3
(イ)の控除額	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等 ×7% (最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等 ×5% (最高97,500円)

【※1】消費税 5%以下で契約した場合は、A の控除限度額となります。

【※2】令和 4 年中に入居した方のうち、消費税 10%かつ一定期間内(新築の場合は令和2年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅、中古住宅の取得、増改築等の場合は令和2年 12 月

から令和 3 年 11 月末まで)に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、B の控除限度額となります。

【※3】 令和 6 年 1 月 1 日以降に建築確認を受ける新築住宅のうち、省エネ基準に適合しない住宅は住宅ローン控除の対象外となります。

【注 2】控除期間は入居した年月などによって下表のとおりとなります。

入居した年月	平成21年 1 月 ～令和元年9月	令和元年10月 ～令和2年12月	令和 3 年1月 ～令和3年12月
控除期間	10 年	消費税 10% で契約 13 年 左記以外 10 年	消費税 10%で 契約かつ (※4)を満たす 13 年 左記以外 10 年

【※4】新築住宅の場合は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末までに契約

分譲住宅・中古住宅、増改築等の場合は令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末までに契約

入居した年月	令和4年1月 ～令和5年12月	令和6年1月 ～令和7年12月
住宅の種類	・一定の省エネ基準 を満たす新築住宅等 ・その他新築住宅 既存 住宅	一定の省エネ基準 を満たす新築住宅等 ・その他新築住宅 ・既存住宅
控除期間	13 年	10 年

(4) 外国税額控除

外国の住民税や所得税が課税されたときは、次の計算により求めた外国税額控除が差し引かれます。具体的には、所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれない額があるときは、住民税のうち県民税の所得割から控除し、さらに控除しきれない額があるときは、市民税の所得割から控除します。

住民税、所得税の控除限度額は次のとおりです。

税区分		控除限度額
住民税	県民税	所得税控除限度額×12%
	市民税	所得税控除限度額×18%
所得税		その年分の所得税額 × その年分の国外所得総額 ÷ その年分の所得総額

(5) 配当割

一定の上場株式等の配当等所得に対しては、県民税配当割として、配当等の支払いの際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます。(このほかに所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。)

この配当等の所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をすることにより所得割が新たに課税される場合は、所得割から配当割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合や、申

告をしても所得割が課税されない場合は、均等割・森林環境税(国税)に充当・委託納付または還付されます。

上場株式等の配当等所得の申告課税については、47 ページを参照してください。

(6) 株式等譲渡所得割

源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡に係る所得に対しては、県民税株式等譲渡所得割として、支払いを受ける際に、5%の税率により県民税が特別徴収されます。(このほかに所得税15%及び復興特別所得税 0.315%も特別徴収されます。)

この譲渡に係る所得は、申告しなくてもよいこととされていますが、申告をすることにより所得割が新たに課税される場合は、所得割から株式等譲渡所得割が控除されます。また、控除しきれない金額がある場合や、申告をしても所得割が課税されない場合は、均等割・森林環境税(国税)に充当・委託納付または還付されます。

上場株式等の譲渡所得等の申告課税については、47 ページを参照してください。

(7) 寄附金税額控除

次の団体に対して寄附金を支払った場合に、寄附金税額控除の適用を受けることができます。

税区分	寄附先	控除額
住民税	都道府県・市区町村 (いわゆる「ふるさと納税」)	41 ページを参照してください。
	埼玉県共同募金会 日本赤十字社埼玉支部 都道府県・市区町村(ふるさと納税特例 控除対象外)	(寄附金額の合計額※5 - 2,000 円) ×10%(市民税 6%・県民税 4%)
	埼玉県が条例で指定する団体※6	(寄附金額の合計額※5 - 2,000 円) ×4%(県民税)
	上尾市が条例で指定する団体※6	(寄附金額の合計額※5 - 2,000 円) ×6%(市民税)

【※5】総所得金額等の 30%が限度です。

【※6】指定する団体は、下記ホームページをご覧ください

「市ホームページ」の「寄附金税額控除(市民税)の対象となる法人の一覧」

<https://www.city.ageo.lg.jp/page/32-joureishiteikihukin.html>



「県ホームページ」の「寄附金税制について(条例で指定する法人に対するもの)」

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kifukinzeisei/index.html>



《参考》所得税での寄附金税額控除

税区分	寄附先	控除額
所得税	政党等 政党又は政治資金団体に対する政治活動に関する寄附金で一定のもの	(その年中に支払った政党等に対する寄附金の額の合計額※－2,000 円)×30％＝政党等寄附金特別控除(ア)
	認定 NPO 法人等 認定 NPO 法人等に対する寄附金	(その年中に支払った認定 NPO 法人等に対する寄附金の額の合計額※－2,000 円)×40％＝認定 NPO 法人等寄附金特別控除(イ)
	公益社団法人等 公益社団法人、公益財団法人、学校法人等、社会福祉法人、更生保護法人、国立大学法人、公立大学法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすもの	(その年中に支払った公益社団法人等に対する寄附金の額の合計額※－2,000 円)×40％＝公益社団法人等寄附金特別控除(ウ)

【※】総所得金額等の 40％相当額が限度です。

【注】(ア)の特別控除額はその年分の所得税額の 25％相当額が限度です。また、(イ)及び(ウ)の特別控除額の合計額はその年分の所得税額の 25％相当額が限度です。

【注】所得控除もしくは税額控除のどちらか有利な方を選ぶことができます。

【注】算式中の 2,000 円は、寄附金控除と寄附金税額控除を合わせた金額です。

9 住民税の計算例

(1) ≪例1≫収入が公的年金のみで、配偶者を扶養している場合

家族構成		控除対象の保険料等の支払額	
本人	65 歳以上	国民健康保険税	140,500 円
	公的年金収入 2,500,000 円	介護保険料	61,000 円
被扶養者	妻(70 歳以上・収入なし)	旧契約の一般生命保険料	90,000 円
		地震保険料	50,000 円

① 公的年金等に係る雑所得を計算します。⇒ $2,500,000 \text{ 円} - 1,100,000 \text{ 円} = 1,400,000 \text{ 円}$
(12ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6ページ参照)

- 所得金額が、919,000 円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000 円 県民税 1,000 円 森林環境税(国税)1,000 円

- 所得金額が、1,120,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除(国保分+介護分)	<u>201,500 円</u>
生命保険料控除	<u>35,000 円</u>
地震保険料控除	<u>25,000 円</u>
配偶者控除(70 歳以上の金額)	<u>380,000 円</u>
基礎控除	<u>430,000 円</u>



全ての所得控除額(下線部)を合計し算出 ⇒ **1,071,500 円**

④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ **328,000 円**(千円未満切捨て)(8 ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

B 市民税 19,680 円 県民税 13,120 円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29 ページ参照)

- 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円以下(328,000 円)

次のうちいずれか少ない額の 5%(市民税 3%・県民税 2%の配分)

i 50,000円(基礎控除)+基礎控除以外の人的控除額の差(配偶者控除[70 歳以上]の差額 100,000円)=150,000 円

ii 合計課税所得金額(328,000 円)

i を適用するため、調整控除額は $150,000 \text{ 円} \times 3\% = 4,500 \text{ 円}$ (市民税)

$150,000 \text{ 円} \times 2\% = 3,000 \text{ 円}$ (県民税)

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、**C 市民税 4,500 円 県民税 3,000 円**

A+B-Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8 ページ参照)

市民税(年額)	18,100 円	(100円未満切捨て)
県民税(年額)	11,100 円	(100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000 円	
合計(年額)	30,200 円	

(2) ≪例2≫収入が給与のみで、扶養内の収入の妻および子がいる場合

家族構成		控除対象の保険料等の支払額	
本人	(年齢は関係なし)	社会保険料	500,500 円
	給与収入 6,000,000 円	旧契約の一般生命保険料	40,000 円
被扶養者	妻(70 歳未満)	新契約の一般生命保険料	20,000 円
	給与収入 1,000,000 円	新契約の個人年金保険料	50,000 円
	長女 高校生 17 歳	介護医療保険料	30,000 円
	長男 中学生 14 歳		

① 給与所得を計算します。⇒ $6,000,000 \text{ 円} \div 4 \times 3.2 - 440,000 \text{ 円} = 4,360,000 \text{ 円}$
(11 ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6 ページ参照)

- ・ 所得金額が、1,549,000 円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000 円 県民税 1,000 円 森林環境税(国税)1,000 円

- ・ 所得金額が、1,820,000 円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除	500,500 円	
生命保険料控除(一般分)	28,000 円	生命保険料控除合計額は 75,500 円 適用限度額は 70,000 円の ため、適用額は 70,000 円
生命保険料控除(個人年金分)	26,500 円	
生命保険料控除(介護医療分)	21,000 円	
配偶者控除(70 歳未満の金額)	330,000 円	
扶養控除(長女分のみ該当)	330,000 円	
基礎控除	430,000 円	

全ての所得控除額(下線部)を合計し算出 ⇒ **1,660,500 円**

④ 課税所得金額を計算します。①－③ = **2,699,000 円**(千円未満切捨て)(8 ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

B 市民税 161,940 円 県民税 107,960 円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29 ページ参照)

- ・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000 円超(2,699,000 円)
 $\{50,000 \text{ 円(基礎控除)} + 100,000 \text{ 円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)} - (2,699,000 \text{ 円} - 2,000,000 \text{ 円})\} \times 5\%$
⇒ { } 内がマイナスのため、控除下限額を採用→市民税 1,500 円+県民税 1,000 円

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、**C 市民税 1,500 円 県民税 1,000 円**

A+B-Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8 ページ参照)

市民税(年額)	163,400 円	(100 円未満切捨て)
県民税(年額)	107,900 円	(100 円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000 円	
合計(年額)	272,300 円	



(3) ≪例3≫パートで働いている場合(扶養なし)

家族構成		控除対象の保険料等の支払額
本人	給与収入 1,300,000円	なし
被扶養者	なし	

① 給与所得を計算します。⇒ 1,300,000円－650,000円＝**650,000円**(11ページ参照)

② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6ページ参照)

- ・ 所得金額が、415,000円を超えるため、均等割・森林環境税(国税)の課税が確定

A 市民税 3,000円 県民税 1,000円 森林環境税(国税)1,000円

- ・ 所得金額が、450,000円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

③ 所得控除額を計算します。(15～21ページ参照)

基礎控除 **430,000円**

④ 課税所得金額を計算します。 ①－③＝ **220,000円**(8ページ参照)

⑤ 算出所得割額を計算します。 ④×10%(市民税 6%＋県民税 4%)(8ページ参照)

B 市民税 13,200円 県民税 8,800円

⑥ 税額控除額を計算します。(24～29ページ参照)

- ・ 調整控除 ⇒ 合計課税所得金額が 2,000,000円以下(220,000円)

次のうちいずれか少ない額の 5%(市民税 3%・県民税 2%の配分)

i 50,000円(基礎控除)＋基礎控除以外の人的控除額の差(0円)＝50,000円

ii 合計課税所得金額(220,000円)

i を適用するため、調整控除額は 50,000円×3%＝1,500円(市民税)

50,000円×2%＝1,000円(県民税)

そのほかの税額控除はないため、税額控除の合計額は、

C 市民税 1,500円 県民税 1,000円

A＋B－Cで計算した結果、住民税額が算出されます。(8ページ参照)

市民税(年額)	14,700円	(100円未満切捨て)
県民税(年額)	8,800円	(100円未満切捨て)
森林環境税(国税)(年額)	1,000円	
合計(年額)	24,500円	



10 納付方法

住民税の納付方法には、「普通徴収」、「給与からの特別徴収」及び「公的年金からの特別徴収」があります。

(1) 普通徴収

事業所得などがある方の住民税は、納税通知書によって税額が通知され、通常 6 月・8 月・10 月・翌年 1 月(各月とも納期限は末日。土日祝の場合は翌営業日)の 4 回に分けて、納付書または口座振替により納付していただきます。

なお、納付書の場合は、下表にある納期限が到来していなくても、まとめて納付していただくことが可能です。

また、過去の年度分について、所得の増額や所得控除の変更などにより課税年度内の税額が変更になった場合や、退職したことにより給与からの天引き(給与からの特別徴収)から普通徴収に切り替わった場合は、納税通知書が複数回届く場合があります。納税通知書の内容についてご不明な点等がある方は、納税通知書をご準備のうえ、市民税課までお問い合わせください。

【注】住民税が課税されない非課税の方については納税通知書が送付されません。

非課税について、詳しくは 5 ページを参照してください。

期別	納期限
1期	6 月 30 日
2期	8月31 日
3期	11月2日
4期	2 月1日

(2) 給与からの特別徴収

給与所得がある方の住民税は、特別徴収税額の決定通知書により給与の支払者(特別徴収義務者)を通じて税額が通知されます。その後、6 月から翌年 5 月までの 12 回に分けて毎月の給与から住民税が天引きされ、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。なお、給与の支払者による納期限は、翌月 10 日(土日祝の場合は翌営業日)となります。

また、埼玉県内では、給与の支払者が法人・個人を問わず、すべての従業員に対して、住民税の特別徴収を行うことが義務付けられています。

特別徴収に関する手続きの方法は、次のとおりです。

① 就職・復職した場合

納付方法を普通徴収から特別徴収へ切り替えたい場合は、お持ちの納付書(納期限が過ぎていないものに限ります)を勤務先に提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

特別徴収への切替えを希望しない場合は、お持ちの納付書のとおり納付をお願いします。なお、原則として次年度からは特別徴収に切替わります。

② 退職・休職した場合

特段行っていただく手続きはありません。前職の勤務先が徴収に関する全ての手続きを行います。なお、未徴収の税額がある場合には、普通徴収に変更した納税通知書をご自宅に送付しますので、納税通知書のとおり納付してください。

退職後、再度就職し特別徴収へ切替えを希望される場合は、お持ちの納付書(納期限が過ぎていないものに限ります)を再就職先に提出し、「特別徴収への切替え」を希望する旨を伝えてください。

《参考》特別徴収に関する手続き(給与の支払者)

・ 就職・復職した場合

市ホームページより「特別徴収切替届出(依頼)書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

・ 退職・休職した場合や従業員が亡くなった場合

市ホームページより「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をダウンロードしていただき、必要事項を記入のうえ、市民税課へ提出してください。

【注】死亡退職時の給与から一括で未徴収の税額を徴収することはできませんのでご注意ください。

・ 従業員の住所・氏名が変わった場合

特段行っていただく手続きはありませんが、次年度の給与支払報告書を提出する際に最新の情報を記入いただくようお願いします。

(3) 公的年金からの特別徴収

令和 8 年 4 月 1 日現在 65 歳以上で、令和 7 年中に公的年金等を受給しており、その年金から算出される税額が生じる方は、税額決定通知書により税額等が通知されます。その後、4 月・6 月・8 月・10 月・12 月・翌年 2 月の 6 回に分けて公的年金から天引きされ、住所のある市区町村に納付されるため、普通徴収のようにご自身で納付する必要はありません。なお、公的年金の支払者による納期限は、翌月 10 日(土日祝の場合は翌営業日)となります。

【注】公的年金からの特別徴収税額は本人の希望により普通徴収に変更できません。

ただし、次のいずれかに該当する方は、公的年金からの特別徴収の対象となりません。

- (ア) 公的年金の税額が生じない方
- (イ) 公的年金から介護保険料が特別徴収されない方
- (ウ) 年間で天引きされる所得税、介護保険料、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、住民税の合計金額が特別徴収される対象の公的年金の年額を超える方
- (エ) 特別徴収される対象の公的年金の年額が 180,000 円未満の方 など

① 年金の種類について

年金は、国民年金や厚生年金保険などの「公的年金」と、確定拠出年金や確定給付年金など公的年金の上乗せの給付を保障する制度の「私的年金」に分けられ、年金からの特別徴収は「公的年金」から徴収されます。

また、「公的年金」と「私的年金のうち、企業が退職者に支給する企業年金」などを合わせたものを「公的年金等」といいます。

② 特別徴収の対象となる所得

公的年金から特別徴収できるのは公的年金等に係る雑所得に対する税額のみとなり、公的年金等に係る雑所得以外に給与所得や事業所得などから算出される税額がある場合は、公的年金から特別徴収することができないため、給与からの特別徴収(給与天引き)や普通徴収(納付書または口座振替)の方法によって納付します。

≪例≫ 公的年金等に係る雑所得のほかに給与所得と事業所得がある方

(給与・年金以外の所得から発生する税額を個人納付で希望した場合)

ア 公的年金からの特別徴収(年金天引き)	公的年金等に係る雑所得に対する住民税の額
イ 給与からの特別徴収(給与天引き)	給与所得等に対する住民税の額
ウ 普通徴収(納付書または口座振替)	すべての所得に対する住民税の額から、アとイの税額を差し引いた金額

【注】上のア・イ・ウのように、所得の種類ごとに異なる徴収方法によって納付するため、重複して徴収されるものではありません。

【注】個人納付を希望しない場合は、ア・イでの徴収となります。

③ 特別徴収の開始時期と年金の税額

(ア) 初めて公的年金からの特別徴収になる方

(前年度中に公的年金からの特別徴収の対象だったが、年度の途中で中止になった方も同様)

公的年金から特別徴収されるべき税額の2分の1を、6月(1期)・8月(2期)に普通徴収として納付書または口座振替で納付します。

なお、残りの税額は、10月・12月・翌年2月の年金から3分の1ずつ特別徴収されます。

《例》今年度から公的年金からの特別徴収が始まり、公的年金から特別徴収されるべき税額が60,000円の場合

納める方法	普通徴収(30,000円)		特別徴収(30,000円)		
納める時期	1期	2期	10月	12月	2月
	6月	8月			
納める税額	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

(イ) 前年度に引き続き、公的年金からの特別徴収の対象になっている方

公的年金から特別徴収されるべき税額は、年金から年6回に分けて特別徴収となります。

4月・6月・8月の年金からは、前年度の公的年金から特別徴収された税額の1/2に相当する額がこれらの月に分割した金額で各月より天引きされます。これを仮特別徴収といいます。

10月・12月・翌年2月の公的年金からは、公的年金から特別徴収されるべき税額から仮特別徴収の合計額を差し引いた額の1/3ずつが天引きされます。これを本徴収といいます。

《例》今年度の公的年金から特別徴収されるべき税額が66,000円で、前年度の公的年金から特別徴収された税額が60,000円の場合

納める方法	特別徴収(66,000円)					
納める時期	仮特別徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納める税額	10,000円	10,000円	10,000円	12,000円	12,000円	12,000円

【注】公的年金からの特別徴収税額が仮特別徴収税額より少額の場合は、原則として差額を還付します。

【注】今年度の公的年金から特別徴収されるべき税額が前年度と大きく異なる場合、4月から8月までの仮特別徴収額と10月から翌年2月の本徴収額が大きく異なることがあります。

④ 特別徴収の中止

次の場合は、公的年金からの特別徴収の対象者であっても、年度の途中で普通徴収に切り替わる場合があります。

また、公的年金からの特別徴収が中止になった方が、翌年度以降に再び特別徴収が開始になる場合は、初めて公的年金からの特別徴収になる方③(ア)と同様の徴収となります。

- ・ 年度の途中で、課税内容に変更があった場合
- ・ 納税義務者が死亡した場合
- ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収されなくなった場合
- ・ 上尾市外へ転出または上尾市へ転入した場合

転出の時期	1月1日から3月31日まで	4月1日から12月31日まで
特別徴収の時期	10月の特別徴収から中止	翌年4月の特別徴収から中止

【注】前年に上尾市に転入された方は、4月・6月・8月分の仮特別徴収を行わず、普通徴収により納めていただくこととなりますが、10月分以降は公的年金からの特別徴収となります。

⑤ 日本年金機構などから送付される年金振込通知書

公的年金からの特別徴収により天引きされる住民税額と、年金支払者である日本年金機構などから送付される年金振込通知書の「個人住民税額」は、同じものになります。

また、年金支払者の年金振込通知書には、前年度の特別徴収税額から算出されている「仮特別徴収税額」が記載されています。10月以降に徴収される本徴収額は、市役所から届いた「納税通知書」または「決定通知書」に記載されている額となります。

なお、本来の税額を上回って徴収された場合には、原則として差額が還付されます。

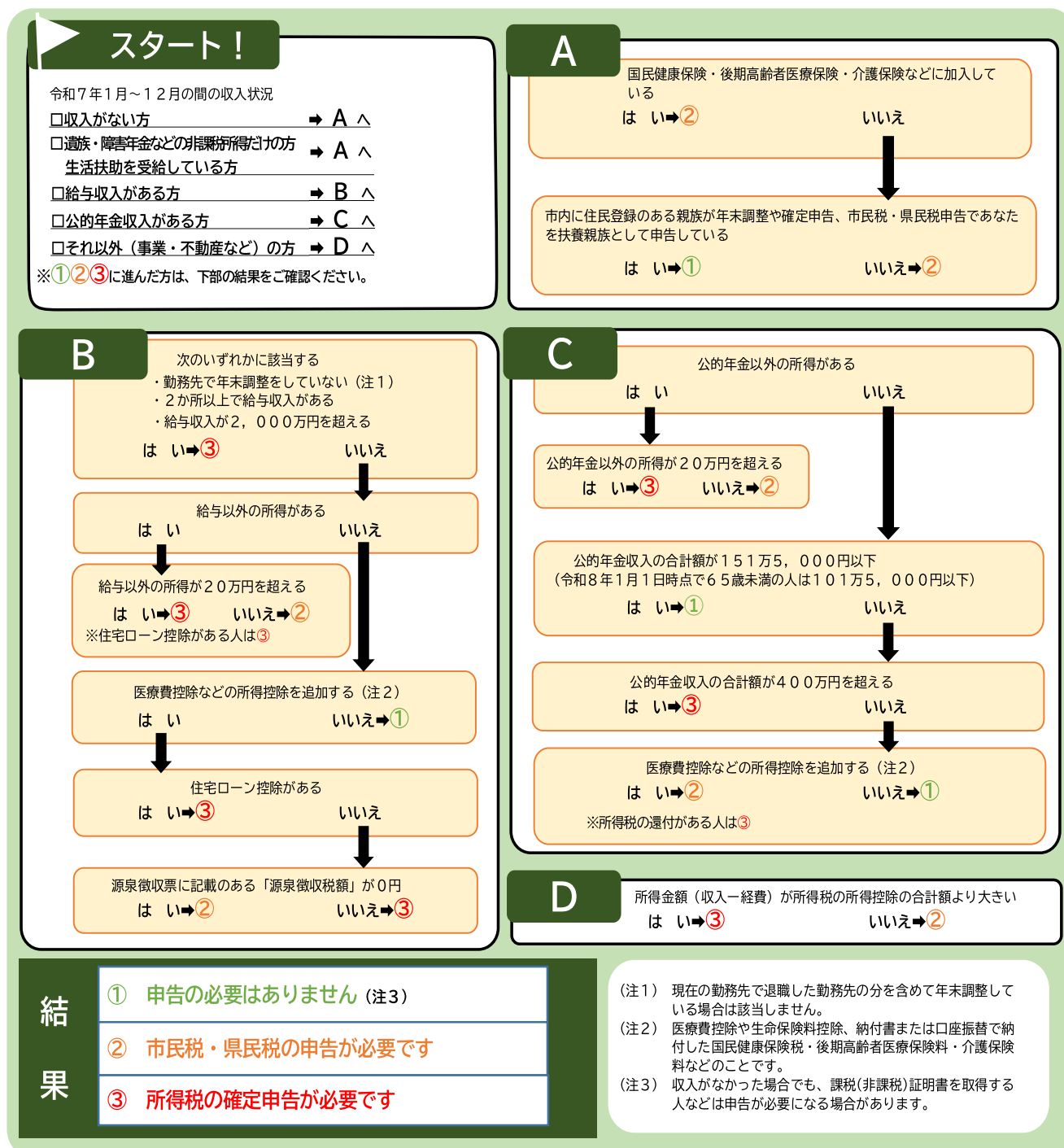
11 減免制度

次に該当する方は、住民税の減免を申請することができます。減免の判定については、資産状況等を踏まえて総合的に判断しますので、詳しくは市民税課までお問い合わせください。

- ・ 生活保護法の規定による保護を受ける方
- ・ 当該年度において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった方
又はこれに準ずると認められる方
- ・ 学生又は生徒であって納税が著しく困難と認められる方
- ・ り災により生活が困難となった方
- ・ 上記に掲げるもの以外で、特別の事由がある方

12 住民税申告

住民税申告とは、1月1日現在にお住まいであった市区町村に前年中の収入や控除を申告するものです。ただし、申告が不要となる場合もありますので、下のフロー図で確認してください。



【注】一般的な例を示しています。所得税の確定申告をした方は、市民税・県民税の申告は原則不要です。

(1) 申告の期間

原則として、2月16日から3月15日まで(その日が土曜日にあたるときはその翌々日、日曜日にあたるときは翌日)が申告期間になります。

申告書は申告する年の1月1日現在に住所があった市区町村の税務担当課に提出してください。

(2) 過年度の申告期間

控除の追加など税額を下げる申告の場合には、5年間分を遡って提出することができます。収入の追加など納税が必要になる申告の場合には、3年間分を遡って提出することができます。なお、年の途中で住所の異動をされた方は、他市区町村にて申告が必要な場合があります。

(3) 申告に必要なもの

- 本人確認とマイナンバー確認ができるもの(「マイナンバーカード」または「個人番号通知カードと自動車運転免許証または健康保険証など」)
- 収入・所得を証明する書類
 - 給与・公的年金等に係る雑所得
給与所得・公的年金等の源泉徴収票など
 - 事業・不動産所得
収支内訳書、収入・経費がわかる帳簿など
 - その他
収入・所得がわかるもの
- 控除を証明する書類(前年の1～12月に支払ったもの)
 - 社会保険料控除
国民健康保険・後期高齢者医療保険・国民年金・介護保険などの控除証明書、納付確認書、領収書など
 - 生命保険・地震保険料控除
控除証明書
 - 医療費控除
医療費控除の明細書、医療費通知など
 - 障害者控除
障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
 - 寄附金税額控除
寄附金受領証明書、寄附金控除に関する証明書など
 - その他
各種控除に該当することを証明するもの

(4) 申告の方法

①郵送

②市民税課窓口の申告書受付ポストへの投かん

③申告会場

} ②、③は申告期間中のみ

また、申告期間中窓口では申告を受け付けていません。

申告にあたっては、申告書に氏名等の必要事項を記載し「(3)申告に必要なもの」に該当する書類(「医療費通知」以外は写し可)を添付することで簡単に申告することができます。

なお、申告会場は大変混み合いますので、郵送による申告を推奨しています。

【注】申告会場については、広報あげお 1 月号または市ホームページをご覧ください。

(5) 申告の注意点

- 提出された資料は返却しません。資料の返却や受付書が必要な方は、返信用封筒(切手を貼り宛名を記入)を同封してください。
- 申告書のコピーが必要な方は、コピーしてから提出してください。
- 必要な資料が添付されていない場合は、所得や控除を修正します。
- 障害者・寡婦/ひとり親・配偶者/扶養親族などの人的控除については、原則、添付された証明書の記載のとおり処理しますので、変更がある場合は申告書へ記入してください。

(6) 確定申告した場合の住民税への反映

確定申告をした場合、確定申告のデータは税務署を経由して情報を連携しますので、改めて、住民税申告をする必要はありません。なお、住民税への反映には1～2カ月かかります。

(7) 普通徴収分の社会保険料

普通徴収(納付書または口座振替)により徴収された社会保険料(国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険などの保険料)については、実際に納付した方が特定できないため、確定申告や住民税申告を行う必要があります。

13 ふるさと納税

ふるさと納税とは、都道府県や市区町村への「寄附」のことをいいます。

このふるさと納税をした場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度(以下、「ワンストップ特例制度」といいます。)を申請することで住民税からふるさと納税額の一部、また、確定申告をすることで所得税と住民税からふるさと納税額の一部が控除されます。

控除される額は、原則として自己負担額の 2,000 円を除いた全額となりますが、ふるさと納税をした年の所得状況などによって、自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額が異なります。

【注】ワンストップ特例制度とは、確定申告を必要としない方が、ふるさと納税をした団体に申告特例申請書を提出することで確定申告や住民税申告を省略することができる特例です。

ただし、次の場合はワンストップ特例制度が適用されませんので、ご自身でふるさと納税に係る寄附金を確定申告または住民税申告にて申告する必要があります。

- ・確定申告または住民税申告をした場合
- ・6 自治体以上にワンストップ特例制度を申請した場合
- ・寄附した翌年の1月1日の住所地が申告特例申請書に記載された市区町村でなくなったにもかかわらず、申請事項変更の届出がされていない(申告特例申請書を提出後に住民票を異動している)場合

(1) 控除額

① ワンストップ特例制度を申請した場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額－2,000 円)×6%(市民税) (イ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×4%(県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率〈表 1〉×60%(市民税) (エ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率〈表 1〉×40%(県民税) ※(所得割額－調整控除額)の 20%が限度
申告特例控除額	(オ) 特例控除額×乗率〈表 2〉×60%(市民税) (カ) 特例控除額×乗率〈表 2〉×40%(県民税)

(ア)と(ウ)と(オ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)と(カ)の合計額が県民税からそれぞれ控除されます。

② 確定申告をした場合

控除額	計算式
基本控除額	(ア) (寄附金額の合計額－2,000 円)×6%(市民税) (イ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×4%(県民税) ※寄附金額の合計額は総所得金額等の 30%が限度
特例控除額	(ウ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率<表 1>×60%(市民税) (エ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×乗率<表 1>×40%(県民税) ※(所得割額－調整控除額)の 20%が限度
所得税控除額	(オ) (寄附金額の合計額－2,000 円)×所得税率×1.021(復興所得税率)

(ア)と(ウ)の合計額が市民税から、(イ)と(エ)の合計額が県民税から、(オ)が所得税からそれぞれ控除されます。

〈表 1〉

住民税における課税所得金額－人的控除額の差	乗率
0 円未満※	100 分の 90
0 円 ～ 1,950,000 円	100 分の 84.895
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	100 分の 79.79
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	100 分の 69.58
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	100 分の 66.517
9,000,001 円 ～ 18,000,000 円	100 分の 56.307
18,000,001 円 ～ 40,000,000 円	100 分の 49.16
40,000,001 円 ～	100 分の 44.055

【※】課税山林所得金額および課税退職所得金額を有しない場合

〈表 2〉

住民税における課税所得金額－人的控除額の差	乗率
～ 1,950,000 円	84.895 分の 5.105
1,950,001 円 ～ 3,300,000 円	79.79 分の 10.21
3,300,001 円 ～ 6,950,000 円	69.58 分の 20.42
6,950,001 円 ～ 9,000,000 円	66.517 分の 23.483
9,000,001 円 ～	56.307 分の 33.693

(2) 自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税の上限額

ワンストップ特例制度を申請した場合の上限額は以下の計算方法となります。なお、確定申告および住民税申告をした場合は、実際の上限額と異なる場合があります。また、分離課税所得・繰越控除・住宅借入金等特別控除などの税額控除がある場合は、この計算方法で求めることはできません。

計算方法

$$(\text{自己負担額が 2,000 円で済むふるさと納税上限額【X】} - 2,000 \text{ 円}) \times \text{乗率<表 1>} = (\text{所得割額} - \text{調整控除額}) \times 20\%$$

《例》ワンストップ特例制度を申請した場合に自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額の計算

家族構成		支払ったもの
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円	社会保険料 700,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	
長女	大学生 20 歳	
長男	高校生 17 歳	

- ① 給与所得を計算します。⇒ $(7,000,000 \text{ 円} \times 90\%) - 1,100,000 \text{ 円} = 5,200,000 \text{ 円}$
(11 ページ参照)

- ② 均等割・所得割・森林環境税(国税)が発生するかを確認します。(5・6 ページ参照)
- ・ 所得金額が 1,549,000 円を超えるため、均等割、森林環境税(国税)の課税が確定
 - ・ 所得金額が 1,820,000 円を超えるため、所得割の課税計算へ(以下へ続く)

- ③ 所得控除額を計算します。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除	700,000 円
配偶者控除(70 歳未満の金額)	330,000 円
扶養控除(長女・長男)	780,000 円
基礎控除	430,000 円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ **2,240,000 円**

- ④ 課税所得金額を計算します。①－③＝ **2,960,000 円**(千円未満切捨て) (8 ページ参照)
- ⑤ 算出所得割額を計算します。④×10%(市民税 6%+県民税 4%)(8 ページ参照)

A 市民税 177,600 円 県民税 118,400 円

- ⑥ 調整控除額を計算します。(24 ページ参照)

合計課税所得金額が 2,000,000 円超(2,960,000 円)

{50,000 円(基礎控除)+280,000 円(配偶者控除と扶養控除の差額の合計)－
(2,960,000－2,000,000 円)}×5%

⇒{ }内がマイナスのため、控除下限額を採用

B 市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

- ⑦ 自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額を計算します。(42 ページ参照)

割合: 課税所得金額(2,960,000 円)－人的控除額の差(330,000 円)=2,630,000 円

表 1 より 100 分の 79.79

$(X - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 = (A - B) \times 20\%$

$X \div 75,500 \text{ 円}$

自己負担額が 2,000 円で済むふさと納税の上限額 = 75,500 円



《例》ワンストップ特例制度を申請した場合の控除額の計算(43 ページの対象者を例とする)

家族構成		支払ったもの	
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円 総所得金額等 5,200,000 円	社会保険料 ふるさと納税 (寄附金)	700,000 円 70,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	所得割額および調整控除額	
長女	大学生 20 歳	所得割額	市民税 177,600 円 県民税 118,400 円
長男	高校生 17 歳	調整控除額	市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

① 基本控除額を計算します。(41 ページ参照)

・総所得金額等の 30%(寄附金額の限度額)と寄附金額を比較し、低い金額を採用します。

限度額: $5,200,000 \text{ 円} \times 30\% = 1,560,000 \text{ 円}$

寄附金額: 70,000 円

(ア) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 4,080 \text{ 円}$

(イ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 2,720 \text{ 円}$

② 特例控除額を計算します。(41 ページ参照)

・控除額の限度: 市民税 $(177,600 \text{ 円} - 1,500 \text{ 円}) \times 20\% = 35,220 \text{ 円}$

県民税 $(118,400 \text{ 円} - 1,000 \text{ 円}) \times 20\% = 23,480 \text{ 円}$

・42 ページより乗率<表 1>は 100 分の 79.79

(ウ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 60\% = 32,555 \text{ 円}$

(エ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 40\% = 21,703 \text{ 円}$

※乗率<表 1>および 60%・40%を乗じた際に発生する小数点以下は切り上げて計算する。

③ 申告特例控除額を計算します。(41 ページ参照)

・42 ページより乗率<表 2>は 79.79 分の 10.21

(オ) $54,258 \text{ 円} \times 79.79 \text{ 分の } 10.21 \times 60\% = 4,166 \text{ 円}$

(カ) $54,258 \text{ 円} \times 79.79 \text{ 分の } 10.21 \times 40\% = 2,778 \text{ 円}$

※乗率<表 2>および 60%・40%を乗じた際に発生する小数点以下は切り上げて計算する。

市民税: (ア)+(ウ)+(オ)=40,801 円 県民税: (イ)+(エ)+(カ)=27,201 円

寄附金額から 2,000 円差し引いた額が市民税・県民税から控除されます。

《例》確定申告をした場合の控除額の計算(43 ページの対象者を例とする)

家族構成		支払ったもの	
夫	(年齢は関係なし) 給与収入7,000,000円 総所得金額等 5,200,000 円	社会保険料 ふるさと納税 (寄附金)	700,000 円 70,000 円
妻	70 歳未満・収入なし	所得割額および調整控除額	
長女	大学生 20 歳	所得割額	市民税 177,600 円 県民税 118,400 円
長男	高校生 17歳	調整控除額	市民税 1,500 円 県民税 1,000 円

① 基本控除額を計算します。(44 ページと同様のため計算の過程は省略)

(ア) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 6\% = 4,080 \text{ 円}$

(イ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 4\% = 2,720 \text{ 円}$

② 特例控除額を計算します。(44 ページと同様のため計算の過程は省略)

(ウ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 60\% = 32,555 \text{ 円}$

(エ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 100 \text{ 分の } 79.79 \times 40\% = 21,703 \text{ 円}$

③ 所得税控除額を計算します。(42 ページ参照)

・所得税率の算出⇒所得税率は課税総所得金額によって決まります。

課税所得金額 = (合計所得金額〈総所得金額等〉 - 所得控除額)

= 5,200,000 円 - 2,638,000 円

= 2,562,000 円

所得税率⇒10%(9 ページ参照)

・所得税所得控除額は以下の通りです。(15～21 ページ参照)

社会保険料控除 700,000 円

配偶者控除(70 歳未満の金額) 380,000 円

扶養控除(長女・長男) 1,010,000 円

寄附金控除(寄附金額 - 2,000 円) 68,000 円

基礎控除 480,000 円

全ての所得控除額を合計し算出 ⇒ 2,638,000 円

(オ) $(70,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 10\% \times 1.021 = 6,943 \text{ 円}$ ※小数点以下切上げ

市民税:(ア)+(ウ)=36,635 円 県民税:(イ)+(エ)=24,423 円 所得税:(オ)=6,943 円

寄附金額から 2,000 円差し引いた額が市民税・県民税、所得税から控除されます。

14 株式等の配当等所得・譲渡所得等

(1) 株式等の配当等所得

株式等の配当等所得とは、株式の配当金や公募株式投資信託の収益分配金などに関わる所得をいいます。

(2) 株式等の配当等所得の課税

個人が法人などから受け取る株式等の配当等は、配当等にかかる所得として他の所得(給与所得や不動産所得など)とあわせて、総合課税の扱いとして課税される一方、上場株式等の配当等所得については特例として、配当等が支払われる際に「道府県民税配当割」が他の所得と分離して特別徴収で課税され納税が完了するため、上場株式等の配当等所得を申告する必要はありません(申告不要制度)。

ただし、各種所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の配当等所得は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(3) 株式等の譲渡所得等

株式等の譲渡所得等とは、株式等を譲渡した(売った)ときに得た金額に関わる所得をいいます。

なお、株式等の譲渡による所得は、通常の場合は譲渡所得、営利を目的として継続的に売買する場合は事業所得または雑所得に区分されますが、これらをまとめて「譲渡所得等」といいます。

(4) 株式等の譲渡所得等の課税

個人が株式等を譲渡した場合の譲渡所得等に対する所得割については、他の所得と分離して課税され、源泉徴収を選択した特定口座(源泉徴収口座)内の上場株式等の譲渡所得等に対しては、「道府県民税株式等譲渡所得割」が特別徴収で課税され納税が完了するため、上場株式等の譲渡所得等を申告する必要はありません。

ただし、各種所得控除等の適用を受けるために申告分離課税で申告することもできます。

【注】申告された上場株式等の譲渡所得等は、扶養控除や配偶者控除の適用、住民税の非課税判定や国民健康保険税算定等の基準となる総所得金額等や合計所得金額に含まれますので注意してください。

(5) 配当等所得・株式等の譲渡所得等の申告・課税方式

配当等所得や株式等の譲渡所得等は、その所得の内容によって、申告する際に課税方式を選択することができるものがあります。

ただし、令和6年度より所得税と住民税で課税方式を一致させる必要があります。

配当等所得の課税方式

配当等所得	所得税における課税方式	住民税における課税方式	総所得金額等への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	配当割の適用	配当控除の適用
上場株式等の配当等 (大口株主に該当しない場合)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり	なし
	総合課税	総合課税	含める	あり	あり	あり
大口株主分及び一般株式等 (少額配当に該当しない場合)	総合課税	総合課税	含める	あり	なし	あり
所得税もしくは住民税の申告が必要です。						

【注】一般株式等の少額配当の申告について

法人などから受け取る配当のうち、一般株式等の少額配当について、所得税では確定申告をしないことが選択できますが、住民税では少額配当であっても、全ての配当等が課税の対象となりますので、申告が必要となります。

また、所得税の確定申告をされる方については、確定申告書第二表「住民税・事業税に関する事項」欄の「非上場株式の少額配当等」欄に記載いただくことにより、住民税の申告ができます。

【注】上場株式等に係る利子等の申告について

申告する場合は、申告分離課税の対象となり、総合課税を選択することはできません。

上場株式等の譲渡所得等の課税方式

譲渡所得等	所得税における課税方式	住民税における課税方式	総所得金額等への算入	国民健康保険税等への影響の可能性	株式等譲渡所得割の適用
特定口座 (源泉徴収を選択したもの)	申告不要	申告不要	含めない	なし	なし
	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	あり
上以外の場合	申告分離課税	申告分離課税	含める	あり	なし
所得税もしくは住民税の申告が必要です。					

【注】上場株式等の配当等所得及び譲渡所得等(源泉徴収を選択した特定口座分)について

どの課税方式で申告するか確定申告書を提出するときまでに選択する必要があります。(申告不要を選択するときのみ申告不要)

15 令和8年度から適用される主な改正

物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策の観点から、給与所得控除の見直し、各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ、大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設が行われました。

これらの改正は令和 8 年度の個人住民税から適用されます。

(1) 給与所得控除の見直し

給与収入金額が 190 万円以下の給与所得者に適用される給与所得控除の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162 万 5 千円以下	65 万円	55 万円
162 万 5 千円超 180 万円以下		給与の収入金額×40% － 10 万円
180 万円超 190 万円以下		給与の収入金額×30% ＋ 8 万円
190 万円超		改正なし

(2) 各種扶養控除等に係る所得要件の引き上げ

所得税の基礎控除が改正されたことに伴い、次の表のとおり、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が引き上げられました。

また、(1)の給与所得控除の改正に伴い、家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額が 55 万円から 65 万円に引き上げられました。

扶養親族等の区分	所得要件【※1】 (収入が給与のみの場合の収入金額【※2】)	
	改正後	改正前
①扶養親族	58 万円以下 (123 万円以下)	48 万円以下 (103 万円以下)
②同一生計配偶者		
③ひとり親の生計を一にする子		
④雑損控除の適用を認められる親族		
⑤勤労学生	85 万円以下 (150 万円以下)	75 万円以下 (130 万円以下)

【※1】①、②および⑤は合計所得金額、③および④は総所得金額等の要件をいいます。

【※2】特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

(3) 大学生年代の子等に関する特別控除(特定親族特別控除)の創設

納税義務者が特定親族【※】を有する場合には、その納税義務者の総所得金額等から、その特定親族 1 人につき、その特定親族の合計所得金額に応じた金額を控除する特定親族特別控除が創設されました。

控除額については 21 ページを参照してください。

【※】納税義務者と生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族(配偶者及び青色事業専従者等を除く)で合計所得金額が 58 万円超 123 万円以下の人をいいます。